

衆議院

総務委員会

議録第十九号

平成十三年六月七日(木曜日)

午後二時三十三分開議

出席委員

委員長 御法川英文君

理事 荒井 広幸君

理事 渡海紀三朗君

理事 荒井 聰君

理事 若松 謙維君

理事 赤城 徳彦君

河野 太郎君

佐田玄一郎君

新藤 義孝君

谷 洋一君

林 幹雄君

増原 義剛君

山本 公一君

上田 清司君

大谷 信盛君

今野 東君

中村 哲治君

松原 仁君

山村 健君

山名 靖英君

春名 真章君

重野 安正君

野田 毅君

総務大臣

総務副大臣

総務大臣政務官

総務大臣政務官

会計検査院事務総局事務総

長官府総括審議官

政府参考人

(総務省行政評価局長)

政府参考人

(総務省自治税務局長)

川崎 二郎君

平林 鴻三君

田並 胤明君

黄川田 徹君

浅野 勝人君

左藤 章君

坂井 隆憲君

滝 実君

野中 広務君

平井 卓也君

宮路 和明君

吉田六左門君

大出 彰君

玄葉光一郎君

武正 公一君

松崎 公昭君

山内 功君

高木 陽介君

佐藤 公治君

矢島 恒夫君

横光 克彦君

片山虎之助君

遠藤 和良君

新藤 義孝君

山名 靖英君

重松 博之君

塚本 壽雄君

石井 隆一君

政府参考人

(公正取引委員会事務総局

経済取引局長)

政府参考人

(外務省大臣官房文化交流

部長)

政府参考人

(外務省経済協力局長)

政府参考人

(財務省主計局次長)

政府参考人

(文部科学省科学技術・学

術政策局長)

政府参考人

(文部科学省研究開発局長)

政府参考人

(国土交通省河川局長)

政府参考人

(国土交通省政策統括官)

総務委員会専門員

委員の異動

六月七日

辞任

佐田玄一郎君

吉田六左門君

伊藤 忠治君

玄葉光一郎君

山井 和則君

山村 健君

同日

辞任

林 幹雄君

増原 義剛君

上田 清司君

大谷 信盛君

今野 東君

山内 功君

鈴木 孝之君

横田 淳君

面田 恒夫君

津田 廣喜君

大熊 健司君

今村 努君

竹村公太郎君

山本 正堯君

山本 正堯君

大久保 暁君

本日の会議に付した案件

会計検査院当局者出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

行政機関が行う政策の評価に関する法律案(内閣提出第八七号)

地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱に関する法律案(内閣提出第八五号)

御法川委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、行政機関が行う政策の評価に関する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として総務省行政評価局長塚本壽雄君、総務省自治税務局長石井隆一君、公正取引委員会事務局経済取引局長鈴木孝之君、外務省大臣官房文化交流部長横田淳君、外務省経済協力局長面田恒夫君、財務省主計局次長津田廣喜君、文部科学省科学技術・学術政策局長大熊健司君、文部科学省研究開発局長今村努君、国土交通省河川局長竹村公太郎君及び国土交通省政策統括官山本正堯君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

御法川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、会計検査院事務総局事務総長官府総括審議官重松博之君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

御法川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○御法川委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。今野東君。

○今野委員 民主党の今野東でございます。行政機関が行う政策の評価に関する法律案について質問をさせていただきます。

私は、先日、本会議でもこの案件について質問をさせていただきましたが、そして総務大臣のお答えもいただきましたけれども、どうしても行政機関がみずからの政策について評価するというやり方はしっくりこないものであります。

自分のことをどのように評価するかというのは、自分のことをよく思われない場合には、特にいい面だけをピックアップして、そしてこれで評価したというふうになりはしないか。ましてや、それが一つの機関になった場合には、正しい評価というふうにはならないのではないかと心配をするものなのです。

それで、まず政策評価の対象となるものなんです。公共事業、ODAそれから研究開発事業、これらを評価するというのですが、これらのすべてを事前評価するというわけではないわけですね。この評価の対象となる政策かどうかというのはどうやって決めるのでしょうか。まず、この点を大臣にお伺いいたします。

○片山国務大臣 本会議でも今野委員から御質問いただきましたが、きょうも何点か、よろしくお願いたします。

それで、今のお話ですが、これは行政機関政策評価法の九条に書いておまして、今お話しした研究開発、公共事業、ODAにつきましては例示をいたしておりますが、その他は政令で決める、こういうことを書いております。

その政令で決める対象としては、簡単に言いますと、国民生活や社会経済にかなりの影響を及ぼすもの、または多額の費用を要するもの、もう一

つは、その上で、かつ事前評価の方法が開発されているもの、こういう要件を法律上書いておられますが、具体的に何をどうするかというのはまだ決めておりませんで、今検討中でございます。よろしくお願いいたします。

○今野委員 その政令で定めるものということなんですが、これでいいのですか。どうも都合の悪いものはやめておこうやという話にならないのですか、お伺いします。

○片山国務大臣 これは、一定の基準を私どもの方でも考えて、それを各省とすり合わせて、この範囲とやっていた方がいかなことという事でも検討いたしております、各省余りばらばらではそれはぐあいが悪いと思いますので、事前評価をやるものは大体こういうイメージだ、こういうことでまとめていく方がいいのかなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○今野委員 国民生活、経済の影響の大きいものという基準は、やはりあいまいなものではないかと思うのです。例えば、ある一定の予算、予算規模は十億とか二十億とかいろいろ決め方があると思うのですが、十億以上の政策については必ず政策評価をするんだというふうに、ある一定のライン、これは絶対やるんだというラインは決めておくべきだと私は思うのです。

そうじゃないと、国民の間から、痛くない腹を探られる、これは都合が悪いからきつとやらないのだというふうに言われてしまうのではないかと。その方がむしろ国民にとってもわかりやすいのではないかと思うのですが、そういう決め方は検討していらっしゃいますか。

○片山国務大臣 まだ中身をしっかりと詰めたわけではありませんが、今、委員御指摘のように、一定の予算を要するものというは大変わかりやすい基準になるのではなからうかと私は思っております。

○今野委員 一定の予算以上のものはわかりやすいんだとおっしゃっていただいたのですが、そういう形でさらに決めようというお気持ちはおあり

でしょうか。今の大臣の感想のような気がするんですが。

○片山国務大臣 まだ政令の中身をきっちり結論を出しておりませんので、やや第三者的な言い方になりましたが、政令で、規定上そういうふうにいたします。

○今野委員 その点はぜひそのようにしていただきたいと思ひます。

続いてお尋ねします。

評価の仕方なんですが、事前評価と事後の評価というのがあるんですが、私は、特に大規模な公共事業のようなものの場合、中間で評価をするということも必要なのではないかと思うんです。その点についてはいかがでしょうか。

○遠藤(和)副大臣 事前評価、事後評価のほかにいわゆる中間評価というお話でございました。

これは法律上は事後評価の中に入っているんですけれども、考えておりますのは、例えば、政策が決定されてから五年以上十年以内で政令で定める期間を経過しても未着手のもの、あるいは政策が決定されてから十年以上二十年以内で政令で定める期間を経過しても未了のもの、これについては評価の実施を義務づけておまして、これがいわゆる中間評価と御理解していただいているのではないかと考えております。

○今野委員 未了とか未着手のものについて評価をするというのは当然のことでありまして、現在進行中のものでも中間で評価すべきじゃないかと私は言っているんですが、その点についてお答えください。

○塚本政府参考人 お答え申し上げます。

評価に当たりましては、一定程度の時間の経過が政策の効果が発現するまでに必要だということ、基本的には、ある程度のことを想定いたしまして評価のための計画を事前につくるということかと思ひます。

しかしながら、委員の御指摘が、例えばいろいろと事業を継続している中で、社会経済の動きが急に変わった、今後それが引き続くのかというよ

うな点でございしますれば、臨機に評価を行うということがあり得るわけでございまして、それを中間評価とおっしゃるということでもございしますから、そういう評価も当然必要ではなからうか、こう考えております。

○今野委員 それでしたら、ぜひ中間でも評価をするという文言を入れていただきたいと思ひます。

○塚本政府参考人 ただ、今申し上げましたようなことから申しますと、その点につきましては、この事前、事後の法律上の定義も政策の決定前後ということを決めております。したがって、法技術上は、中間という形で委員がおっしゃっておりますものも事後ということになるわけでございします。

そこで、その後の問題につきましては、基本方針あるいは基本計画というものが政府あるいは各府省で定まるということとございします。そうした場合で、事柄、これは政策の特性という言葉で法律上申し上げておりますけれども、それに応じてそのようなことがそれぞれの府省等において考えられるというのが、この政策分野の多様性、多岐性にかんがみましても適当ではなからうか。ただし、精神はそういうことであるということと考慮しております。

○今野委員 例えば、諫早湾の問題などを見てもそうなんですけれども、これはたとえ進行中であったも、社会の情勢等が変わってきた場合には、中間でそれが正しいのかどうかきちんと見きわめる必要がある。あるいは、場合によっては勇氣を持ってそうした公共事業を中断するというところ、これからの政策上は求められてくるのではないかと申すんです。そういう意味では、私は、ぜひ中間で評価をするという文言も入れておいていただきたい、このように思ひます。

法律上はどういうことがあっても、それは国民にとっては大変わかりにくいことでありまして、中間でも評価するのだということ、それが、これはどう考えても、冒頭に申し上げまし

たように自分のところを自分で評価するわけですから、一般のものよりはもっと厳しくシステムをつくっておかなければ、私は多くの国民から支持をされないのではないかと思いますので、ぜひそういう中間で評価するのだという文言も入れておいていただきたいという希望をここで申し上げます。

さて、それでは次ですが、政策評価には大変お金がかかります。例えば、外務省の経済協力局の評価室、今この評価室には九人職員がいて、そして二〇〇〇年度は三億七千万だったのが、二〇〇一年度は四億二千万の予算がついて、二〇〇二年度は五億五千万多くなっているということなんです。そして、その評価をするにいて、これは本会議のときも例をお示したんですが、一九九四年度のフリーピン都市化と移住環境についての評価は、世界経営協議会に評価調査を委託して、一千五百八十七万四千円にかかっております。一九九七年度のベトナム援助実施体制評価については、国際高等教育開発機構に委託して、八百万円かかっております。評価するにいてはどのようにお金がかかるわけですか。

このお金、金額、予算、これはどのようにするんでしょうか、お尋ねします。

○遠藤(和)副大臣 そのお話の前に、ただいまの事後評価の話ですけれども、これは、政策を決定した後に評価はすべて事後評価ですから、要するに、事業が全部終わってからやるのが事後評価じゃなくて、政策を決定する前が事前評価で、決定した後はすべて事後評価ですから、当然、中間の調査も全部事後評価の方に入るということでございまして、大規模な工事について毎年度その報告をいただくということは含まれている、このように理解をいたしております。

それから、予算の話ですけれども、これは科学的で客観的な評価が行われる必要があるという方からいえば適当な予算が必要ではございしますけれども、評価の精度を追求する余り、過大なコストをかけるような評価ということは余り適当ではな

い。したがって、合理的なコストで、合理的な評価が実施されるように、こういうことを基本方針の中できちっと言及するように検討していきたい、このように考えております。

○今野委員 予算はできるだけいいようにするということお話しなんです、それでは、ちょっと質問が前後いたしますけれども、事後評価についてお答えをいただいたので、そのことをお尋ねしますが、そうすると、事後評価というのは一回あるわけですか。政策の前と、それから政策を立てた後と実施した後、そのように考えていいんでしょうか。

○遠藤(和)副大臣 政策が決定した後に評価はすべて事後評価ですから、当然、その中には事業が完了した後の評価も含まれる、こういうことでございます。

○今野委員 次の質問に移ります。

今もちょっと触れましたけれども、外務省経済協力局の評価室でやったODAの評価、三億七千万円の予算を使ってやっているわけなんです、この結果は、ずっと報告を見てみますと、貢献している、効果がもたらされた、促進された、改善傾向にある、ほとんど肯定的な評価ばかりなんです。こういう傾向は、きょうは外務省の方にもおいでいただいておりますが、どうなんでしょう。

○西田政府参考人 お答えいたします。

ただいま委員から御質問のありました、外務省が二〇〇〇年度に実施いたしました報告書の中におきましては、全部で百十三件のプロジェクトを審査の対象にいたしました。そのうち四十五件につきまして、一部改善すべき点があると指摘されている案件として整理をさせていただいております。これは、所期の目的を一〇〇％果たすにはもう少し改善すべき点があったのではないかと、このことございまして、今後の同種のプロジェクト実施の際に参考にするための提言等をフィードバックするというシステムを導入して今後の改善に努めるという対応を行っております。

○今野委員 このことについてはどのような感じをお持ちなのか、後で総務大臣にお尋ねをしたいと思います。

ちょうど今外務省の西田さんにおいていただいたので、質問通告してないんですが、おわかりでしたらお答えいただきたいんです。「ODA評価体制」の改善に関する報告書」というところで援助評価検討部会というのがありますね。その下に評価研究作業委員会というのがあります。これは、それぞれどういう働きをするのか、どういう内容のものなのか、説明していただけますか。

○西田政府参考人 お答えをいたします。

評価研究作業委員会メンバーにつきましては、東京工業大学の牟田委員長以下メンバーの方にお集まりいただきまして、評価の今後のあり方、特にODAについての提言をいただきました。そのような中で、評価研究作業委員会というものについても行ったわけですが、もともとありましたのが援助評価検討部会、これは河合三良国際開発センター会長のもとでの検討を踏まえてつくられた委員会でございます。

○今野委員 この評価研究作業委員会というもののメンバーはどういうふうになっていきますか。

○西田政府参考人 ただいま御説明いたしましたように、東京工業大学の牟田先生が委員長、それから、以下順不同でございますが、荒木国際開発ジャーナルの編集長、高千穂玉川大学教授、竹内国際開発センター調査部長、救済監査法人トーマツのパートナー、野口システム科学コンサルタンツ、小泉コーエイ総合研究所、それから外務省等々関係者でございます。

○今野委員 この評価研究作業委員会というのは、援助評価検討部会の中でODA評価体制の改善をどうすべきかということと話し合うところですね。確認いたします。そうですね。

○西田政府参考人 御指摘のとおりでございます。

○今野委員 そのメンバーで、今もお名前が出てきました、国際開発ジャーナル社編集長とい

う人が入っております。ODAの評価の報告の中に、実際に評価をした方、評価をしたところとして国際開発ジャーナル社というのが入ってきているんですが、評価をする人と体制改善をどうするかと話し合う人が同一というのはまずいんじゃないですか。

○西田政府参考人 お答えをいたします。

委員会のメンバーにおかれましては、有識者、すなわちODAに直接これまでも携わった経験のある方、必ずしもODAについて専門家ではありませんが、主に評価という観点について有識者の方等々お集まりいただく。そういう中におきまして、荒木先生はずっとODAにかかわってこられた方でございますので、その見識、それから御意見を伺いたいということでメンバーになっていただきました。

他方、実際の評価のチームを出すときには、いろいろなスキームがございますけれども、その中において有識者によるチームを出す場合もございまして、その場合には、どのようなプロジェクトをどのような形で評価していくのがよいのかという観点からそれぞれの有識者の方を選んでおりますので、たまたま同一の方が今度メンバーになっていかれたからといって、委員会のメンバーと重なることが直ちに不適当というふうには考えられておりません。

○今野委員 私は、透明性という点からすると、一方で作業をする人と、その作業がどうあったらいいのかと話し合う人が同じというのはどうも好ましくないと思います。

それで大臣、今のやりとりを聞いていただいても、それからさっきのこととそうでなければ、ここから出ている報告のほとんどが、貢献している、効果がもたらされた、促進された、改善傾向にあるという評価が出ている。それから、この委員会の委員も、評価をする人と実際に体制改善をどうするべきかと話し合う人が同一だということのような状況がある。こういう状況を見てどうお考えになりますか。

○片山国務大臣 委員、この政策評価というのは、ことしの一月から初めて導入して、法律がまだここで御審議いただいておりますと通ってもおられませんし、私は、今試運転の期間だろうと思っておりますよ。

とにかく、自己評価ということからまず入らないとなかなか難しいものですから、自己評価のくせをつけてもらう。しかし、それは自己評価といつて褒めるだけじゃいけませんよ。評価というのは、よければ褒める、悪ければ直せと言うので、だから、そのところはこれからだんだんできていっていただくということが必要だと思います。

関係の委員は、外務省は外務省のお考えがあつて決めたので、よその省のことを余りとかく言うのはどうかと思っておりますけれども、今の今野委員のような議論が出ないような人選をすべきだろうと私は思いますよ。

それから、今、自己評価で、できるだけこれは客観的にやってくれと。必要なら、知識経験がある人もそれに加えてくれということもお願いしております。それから評価の結果で、これは全然評価したことにならないというふうなことは、第二次評価ということで総務省が、各省の政策評価について調整するような立場に我々はありませんから、客観性を担保しなければいけませんから、そういう意味では、我々がもう一度その分については評価させてもらうということもあり得る。

ただ、今からそういう手荒なことを、委員、とにかく試運転なんですから、法律を早く通していただいて、本運転を、本格的な運転をやつて次第にこの政策評価をいろいろなことにつなげていく、こういうことにしたいと我々は思っておりますので、もう少しいろいろなことで時間をいただくといいのかな、各府省を含めて、総務省にもいろいろ必要なことをさせていただく、こういうことが必要じゃないかなとか考えております。

○今野委員 さて、行政機関がみずから評価するということが、どんなに話を聞いても私はうまく

いけるのかなとどうも懐疑的になるんですが、本会議でも三重県の話もさせていただきました。私の出身県宮城県でも事務評価については比較的にうまくいっているというふうに言われておりまして、三重県の方においでをいただいております。伺いました。本会議でも申し上げましたが、これを成功させるためには職員の方々の意識改革が何より大事なんだということを三重県の方々も何度も言っております。

これも本会議でお話をしましたが、ただこの法案を通すことが大事だから、まずないよりはいいから早くつくってしまえという気持ちもわかるような気はするんですが、性格が、自分のところの評価を自分のところとするのだから、そこはやはり、なるほど厳しくつくったなということが僕は必要なんじゃないかと思うんですね。

ここは大変難しいところだと思えますけれども、意識改革をどのように持つか、あるいはこれについて緊張感をどのように持つかということが大事なんだと私は思っています。そうじゃないと、政策評価をただやっているふり、やったふりというふうにはならないかと思うわけです。この意識改革、緊張という概念が法の中に生かされなければこの法案は成功しないというふうに思うんですが、そのあたりはどうお考えでしょうか。お答えください。

○片山国務大臣 政策評価が定着してそれが立派なものになるためには、委員言われるように、私は、職員一人一人の意識改革は不可欠である、こういうふうには思います。

それは、必要性はよくわかるんです。しかし、この意識改革というのは難しいことは難しいんですね。今、外務省もいろいろな意味で意識改革の真っ最中かもしれないけれども、なかなか難しいので、これは、一つは、資質の向上のための研修をいろいろ工夫して、実りある研修をやる、それから、場合によっては官民交流で、民間の能力ある、経験のある方に来ていただいているという教えてもらう、あるいは任期つき職員の採用という

ことも可能になりましたから、そういうことを含めて、万般の方策をとらないといかぬと思えます。

しかし、やはり基本はトップですね。だから、この内閣そのものが、あるいは各大臣がそういう意識を持って、部下の職員を奨励して意識改革をやらせるということは私も必要だと思いますので、法律を通していただいたら、そんなことばかり言っておりますけれども、通していただいたら、閣議でちゃんと、この法律の成果を上げるように、総理を初め各大臣に要請させていただこう、こういうふうには思っております。

○今野委員 私は、トップの意識というのも大変重要だとも思います。ただ、トップがどんなに意識改革をとか緊張感を持てとかいうことを言っても、巨大な組織になればなるほど、そのトップの意識というのは下に伝わっていきません。

大臣のところも巨大な組織でございますから、果たして研修をやっても、実は私は放送でしゃべっている仕事をしております、社員研修の講師などという仕事もしてみたいことがあります、何回か研修をやっても、それはまじめに受ける人は受けるんですが、どうでもいいからとにかく二泊三日とか一泊二日とかで適当に過ごしていけば、後は受けたということになるんだからいいやという人が本当に多いんです。そういう人たちは、本当に意識を持ってやらなければいけないと思っている人はいないんですけれども、そうじゃなくて、いいかげんに研修を受けて、会社からあるいは役所から言われたからこれだといんだと日程だけをこなしていくようなことになりがちなので、そこをどうするかということが大変重要なのだらうと私は思っています。

そこをぜひもう一度、意識改革あるいは緊張感というのを法律の中にどう盛り込んでいくかということを検討していただきたいと思えます。さて、我が民主党で、かつて日本版G A O、行政監視院法案というのを出したことがあります。

行政監視院というのをつくりまして、行政とも、それから政党ともこれは距離があるんですよ。距離を持たせておくんですね。そして、行政機関の業務あるいは予算の編成、執行状況の調査、分析、政策評価をするわけなんです。また、国会でも、こうした各委員会や一定数の議員の要求に応じて個別の政策を評価することがあるわけですね。

今のままですと、どうしても省庁にとって都合の悪いものは評価の対象にしないということがあらわれてきますから、そうじゃないのだという担保として、やはり、一定の数の議員がこの政策について評価すべきだということがあったら評価するんだという意味でも、こうした行政監視院法案というのには必要なのではないか。これと今論じている政策評価法とが両輪になって初めてうまくいくのではないかと、このことを私は感じています。大臣はこれに賛成していかうでしょうか。副大臣ですか、結構でございます。

○遠藤和副大臣 御指摘の話は、日本版G A Oを国会に設置すべきであるという御提案だとすれば、これは国会自身が御判断をされて決めていただくということになります。

今、車の両輪の話がありましたけれども、いずれにしても、国会というのは、有権者から代議員として選ばれた議員の皆さんで構成されているわけでございまして、そういう目で行政を評価する、こういう意味が一つ大変重要でございます。それとともに、行政機関も、みずからの行政をみずからの眼で自己評価する、そしてその結果を国民のもとに公表するということは大変大事なことでございます。

国会もまた行政も、ともに国民にきちっと仕事を公表して、最終的には御判断を仰ぐ、そして次の予算編成にまたその評価の結果を反映していく、こういうことでございまして、G A Oの件につきましては、これは国会の御判断でございますから私も答える立場ではないんですが、国、国会の機能とともに、行政も自己評価をし

て、一生懸命に国民の皆さんの信託にこたえていきたい、こういう気持ちでございます。

○今野委員 もう時間もありませんが、今、こうした日本版G A Oもいいのではないかと、お話をいただいたのだと受けとめております。私も民主党も、行政監視院法案、ぜひもう一度トライしたいと思っておりますが、いいものはいいと、総理大臣もそうおっしゃっています。野党から出たからといって否決するのではなくて、ぜひ検討していただいて、私どもが出した場合には、大臣もこれに賛成をしていただきたいというお願いをしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○御法川委員長 次に、武正公一君。

○武正委員 民主党・無所属クラブの武正公一でございます。行政機関が行う政策の評価に関する法律案につきまして質問をさせていただきます。

まず、この評価ということでございますが、大臣の発言がやはり当然それぞれの省庁の政策を決定するといった意味から、このところ、二匹のウサギが一匹のウサギかということで大臣の方に何度か質問させていただいておりますので、冒頭、こちらからちょっと質問させていただきます。

私は、二月の二十七日に地方交付税法の改正で質問をしたときに、三年たてば景気がきっちりと自律的な回復軌道に乗る、その際は、国と地方の事務や権限の再配分に伴う地方税財源のあり方について、国と地方の配分のあり方についてしっかりと議論ができるのではなからうかというふうに御答弁をいただきました。

そしてまた、小泉内閣になられての総務大臣として、過日、五月三十一日、これは電気通信事業法改正ですか、お伺いをしたときの御答弁では、今度の小泉新総理は、むしろ、これは二兎ではなないのだ、二匹のウサギでなく、よく考えてみたら一匹なのだ、景気回復と構造改革というのは一体なのだ、コインの裏と表なのだ、大臣が答弁され、そして続けて、私もかねがね、景気回復をや

るのだけれども、そのやり方で構造改革に資するやり方もある、あるいは、物によっては構造改革を先行した方が景気回復にプラスのこともあると。小泉総理ほど徹底してはおりませんけれども、私は割に二兎を追う構えというところは、ある意味、近かったと思いますが、今回はそういうことで、小泉新内閣ができて、構造改革と景気回復を一匹のウサギとして追っかけていく、こういうことでございますから、我々もその方針のもと、所管行政については考えていく、こういうことでございますというふうに御答弁をいただきました。

それに続きまして、六月五日の火曜日には、もういった意味では構造改革と景気回復は一体なのだ、一緒にやるんだということを私の質問にお答えをいただいたわけなんです、六月五日の答弁では、地方税財源の充実についてこのように答えておられます。せめて五対五にしたい。ただ、それは今すぐできるかというと、それはできません。やはり景気回復を待ってから税源移譲というのをやってみよう、四対六を五対五にしてみよう、こういうふうなふうに思っていますというところで、景気回復が先なんだということをまた御答弁の中で述べておられるんです。

一匹のウサギで、構造改革と景気回復が一体であるならば、やはりこの地方税の税源充実あるいは税財源の移譲、これも一体で行わないと、結局は、構造改革をもって景気回復に寄与するという小泉首相の考え方とそこを来すのではないかと、うふうふに考えるんですが、御所見をお伺いします。

○片山国務大臣 いろいろ私の答弁を時系列的に御精査いただきまして、ありがとうございまして。

私が申しているのは、やはり今の内閣、小泉内閣は、景気回復をするにも構造改革と一緒に進めなければならぬ景気回復は難しい、こういうことなんです。構造改革とあわせて景気回復をやる、こういうことでございまして、景気回復が最優先

の課題だということは、それはそうなんです。ただ、景気回復するためにも構造改革と一体でやらなければ、これが一匹のウサギ、こういうことですね。

そこで、今、構造改革で何をやるかということ、当面、小泉さんが言っておられますのは、委員に釈迦に説法ですけども、とりあえず国債発行を三十兆以下にする、それからしばらく時間を置いてプライマリバランスを回復する、こういうことですね。そこで、そのためには何をやるかということ、これから国の歳出と地方の歳出を精査して、それを切り込んでいくということですね。それは構造改革でもあります。同時に構造改革でもあるけれども、それによって景気回復をしかりとプラスにしていく、景気回復を確かなものにしていく、こういうことなんです。

そこで、構造改革といってもいろいろあるんだけれども、国から地方に税源を移譲するものも構造改革ですけども、今、国の歳出も二兆以上削ろうと言っている。地方も一兆ぐらい協力してくれと財務大臣は言っていますね。そんなときに、税財源の移譲を議論するのはいいけれども、すぐ実現するというのは私は現実的でないと思うんです。

だから、とりあえずやることは、歳出構造の見直しからやる、国も地方も。それによって歳出全体を抑えていく。そういうことでむだなものを抑えて重点化したり効率化することが景気回復にもプラスになる。そして、景気回復をして国の税収も地方の税収もそこそこ安定したら、私は、本格的な税源移譲の議論を始めよう。そのために、経済財政諮問会議でも議論してもらわなければ、今度、今の地方分権推進委員会の後のそういう機関でも議論してもらったらどうだろうと。議論はもう始めます。

ただ、それじゃ来年度から所得税をよこせ、法人税をよこせといったって、これは私は現実的な議論にならないと思うし、景気回復にもマイナスだし、構造改革にもプラスかどうかかわからない。

経済財政諮問会議が出すあれの中には、原案は、地方税の充実とだけありました。私は、そのときは総務委員会がありましたので遠藤副大臣に行っていたいただきましたけれども、税源の移譲を書いてもらいました。我々の思想はそういうことです。一貫して地方税の充実と、国と地方の税財源を見直して地方に移譲してもらおう、こう考えておりますけれども、それでは、すぐ来年それができるかというと、私はこれは現実的ではない。そこは景気回復を待たざるを得ないのではないかと。

だから、余り矛盾していないんですけれども、議論は大いにさせていただきたい、こういうふうにしてあります。

○武正委員 議論は大いにしていくという力強い御決意が出ました。二月二十七日の答弁では、三年たてば景気回復ができる、そして議論を始めるというような御答弁でございました。既に経済財政諮問会議で地方税財源強化、移譲ということで書かれておりますし、議論をすぐ始めていくということでございますので、了解をさせていただきます。

それでは、評価法の方に移らせていただきます。遠藤副大臣の方に、まず三条二項二号の「政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見の活用を図ること」という規定の趣旨についてお伺いをするとともに、具体的にどのような形で進めるのか、御答弁をお願いいたします。

○遠藤和副大臣 まず、本規定の趣旨でございますけれども、この趣旨は、各行政機関に関しまして、みずから評価していく上で政策の特性に応じて第三者の知見を活用することを義務づけることによりまして、政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するということをねらいにしているのが趣旨でございます。

それから、具体的にどういうふうな形で活用するのかということですが、各行政機関は、政策評価を行うに当たりまして、対象とする施策の種類や類型に応じまして、専門家や研究者等から意見聴取をすることもあつて、あるいは外部研究機関

へ委託する場合もあります。そういういろいろな適切な方法で学識経験を有する者の知見の活用を図る、こういうことができると考えます。

○武正委員 これがいよいよ外部の力をかりるんだという話が出てくるわけですが、例えばNPOとかさまざまな団体もあります。こころも各省いろいろ活用していくべきではないかなというふうに思います。

また、十五条の二項四号に国の委任、補助という項目がありまして、要は、今回の法案では余り地方自治体との関係が書かれておりません。地方自治体のことは地方自治体で評価をやってもいいんだよという趣旨と理解はしておりますが、やはり国からこれだけの補助金が地方に流れている。この国の委任、補助という項目については、今、各地方自治体が外部監査人というものを置いて進めておりますので、私は、この外部監査人との連携というふうなことも、この外部の学識経験を有する者というところとまた読み込んでいくのか。外部監査人制度が進んでおりますので、ぜひこれとの連携を図っていただきたい、これは要望しておきます。

次に、五条四項に、審議会など政令の定めるものの意見を聞いてとあります。今回、政策評価・独立行政法人評価委員会ということで、八条の審議会、八条機関になっておりますが、何ゆえ政令の定めるものという法律の書き方をしたのか、この委員会名をなぜ法律に書き込まなかったのか、御所見をお伺いします。

○遠藤和副大臣 御指摘のとおり、法律第五条四項の審議会というのは、既に総務省に設置をされております政策評価・独立行政法人評価委員会を想定しているわけですね。

この委員会は、中央省庁再編のときに関連する組織法の整備を行った際に、政令で設置する、このように整理されたところでございまして、その関係で、純粋な法令技術的な理由から、本法におきまして、委員会の名前を直接明記しないで政令で定めるとしたものでございます。

まして、これを定例化しているところでございます。

この連絡会は、毎年春夏に二回開催しております。

して、例年、春は二月から三月まで、私どもの会計検査院におきまして前年の検査結果について説明し、また夏は七月から八月まででございますけれども、現在の行政評価局から行政監察あるいは行政評価・監視の結果を説明いただきまして、相互に忌憚ない意見の交換を行っております。

いずれにいたしまして、双方にとつてまことに有意義なものと理解しております。今後とも継続、発展させていこうと思っております。でございますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

○武正委員 会計検査院さんその有用性を認めておられます。

平成九年に、国会法改正で会計検査院法が改正されました。効率性、有効性、経済性といった観点から検査を行うことになりました。その十年前ぐらいからこれで会計検査院さんはやっていたというお話なんです。改めて法律に書き込みました背景としては、先ほども話がありました。アメリカのGAOでは、六〇年代後半からいわゆる政策評価を始めました。七〇年代には定着していた、業績評価ですね。今GAOの九〇％は政策評価に充てられている。いわゆる財務諸表の検査は、インスペクターゼネラルというように各省に担当者が置かれていて、そこが財務諸表検査をやる、それをチェックするのがアメリカ会計検査院、GAOである、いわゆる内部監査と外部監査がうまく相まっているということでございます。

先ほど会計検査院さんから話がありましたが、私は、今回の政策評価に当たりまして、総務省行政評価局は、政策評価及び行政評価・監視を行うに当たり会計検査院との連携をより強化すべきではないかと思うんですが、これは大臣、御答弁の方よろしく願います。

○片山国務大臣 今、会計検査院の方から御答弁がありました。ちょっと観点は違いますが、行政そのものの適正な執行を確保するという意味では同じだと私は思います。ただ、会計検査

院の方は会計経理の監督、適正化というところに主たるねらいがあつて、我々の方は、政策をどうやって評価していくか、監視をするか、行政運営がどうか、こういうことにねらいがありますけれども、そこは私は連携していった方がいいと思ひます。

今のお話のように、連絡会をやつたり若干の人事交流をやつたりなんというふうなことをやっております。それから、今後とも、政策評価あるいは行政評価・監視がだんだん本格的軌道に乗つてきますから、そういうことでさらに会計検査院との連携を深めたい、こういうふうにしてまいります。

○武正委員 まさにバリュー・フォー・マネーでありまして、お金、そしてそれが費用対効果がどうであったかといったことが政策評価にはかなり欠かせない主要な部分でありますから、会計検査院さんとの連携をぜひ強化していただきたいと思ひます。

次に、公取さんもお見えてございますが、公取さんとこれまでの総務庁行政監察局、規制改革に関する連携、取り組みはどのような形であったか、また、今後行政評価局とどう連携を進めていこうかというのを考えておられるか、お答えをいただきたいと思います。

○鈴木政府参考人 お答え申し上げます。

公正取引委員会では、行政事務の簡素化、合理化の観点から許認可等の見直しを行つてきた旧総務庁行政監察局との間で、相互に意思の疎通を図ることにより、政府規制及び独占禁止法適用除外制度の見直しを円滑に行うため、昭和五十五年四月から、政府規制及び独占禁止法適用除外に関する合同検討会議を設置し、規制改革へ向けた連携した取り組みを行つてきています。ところでござい

す。この合同検討会議におきましては、政府規制及び独占禁止法適用除外の見直しの基本方針及び方法に関する検討のほか、規制改革の推進に向けた双方の取り組みについて、率直な意見交換を行つてきたところでございまして、独占禁止法の適用

除外法の整備など、成果を上げてきていると考えております。

中央省庁再編により、旧総務庁行政監察局は総務省行政評価局として再編され、行政評価・監視に係る事務のほか新たに政策評価に係る事務が加わつたものと承知しておりますが、規制改革に關しては、今後とも、必要に応じ、かつ適切な範囲内で、総務省行政評価局と連携した取り組みを行つてまいりたいと思ひます。

○武正委員 公取さんとも連携をしっかりとやしていきたいということでございます。こういった外部のさまざまな機関と連携をとりながら、そしてお互いに役割分担としっかりと強化をしながら、この政策評価は進めていくべきものだというふうな考えをしております。

そして、今度は二条一項四号を見ていただきます。公取と公害等調整委員会だけがここに抜き書きをされているわけですね。これはなぜこういう形になっているのか、政務官の方、お答えいただけますでしょうか。

○新藤大臣政務官 この法案は、府と省を基本に考えております。

ですから、条文を見ていただきたいと思います。二条の一号と二号が内閣府に關しての問題です。内閣府の中で、特に外局である宮内庁と警察庁、これは内閣府の中でも別途にするんだ、こういうふうに分けております。そして、同じように今度三三号において各省の設置を言つて、その中で特に独立性が高い、それからその省とは別に政策評価を行つた方がいいと思われるところについて、特別な外局として、実施主体として位置づけたいということ、これは要するに立法技術上の問題でございます。

○武正委員 立法技術上の問題という答弁が二回出てまいりました。果たしていかがなものかなというふうに思ふんですが、要は、これを見ていただくと、宮内庁、警察庁、そして公取、公害等調整委員会、これはそれぞれの担当省庁が評価をするんじゃないかと、自分たちで評価をしない

よというふうに読み込めるわけであります。

今、政務官の方から特に独立性が高いということと御答弁がありました。公取でございますが、これは、水野清さん、行政改革会議の事務局長を務められた方が「官僚と権力」でこう述べておられます。公正取引委員会の問題が残つた。この役所は、全く独立した三条委員会であるが、諸外国では、独占禁止法上最も問題となる郵政三事業と通信・放送行政と近いところにあり、一応、総務省の範囲にある。すでにアメリカ政府やEUから、日本の独禁政策の今後について抗議が来ていることを付け加えておく。ということでございます。

最後に総務大臣に、公取が、総務省に置かれず内閣府に置くべきだという議論がずっとあった中で、総務省に置かれるようになりました。ただ、ずっとかわつてこられた水野さんのような御意見があり、また先ほど公取との連携ということもありましたけれども、特に公取の独立性を高めるには内閣府に置くべきではないか。これについての御所見をお伺いします。

○片山国務大臣 公取は、名実ともに独立した機関なんです。だから、私は内閣府に置いても総務省に置いても同じだと思います。

ただ、恐らく、あのときの整理では、内閣府に何でも持つていくと内閣府がちょっと機能不全に陥るんじゃないか、そういう意味では全体のまとめた役的な位置にある総務省につけておこうかということではなかったろうか、私はこう思ひます。だから、所轄は私のところになっておる。

ただ、これは所管とまで言い得ないですね。所轄なんです。だから、もう職務そのものは完全に独立して、これまた行政委員会です。三条機関として機能されておりますから、そういうこと、一月六日から発足したばかりで、今直ちにと、いうことにはなかなかならないと私は思ひます。が、将来の検討課題としてはこれは一つあるな、こういうふうにと認識いたしております。

○武正委員 これにて質問を終わります。ありがとうございます。

○御法川委員長 次に、山村健君。

○山村委員 行政機関が行う政策の評価に関する法律案につきまして、民主党山村健、質問に立たせていただくことを非常に光栄に思うわけですが、それと併せて、川崎先生もお見えですが、私も出身が三重県でございますので、自慢するわけではなく、支持を得てこの場へ立たせていただき、そしてまた行革に関する政策評価というのに対しての質問に立たせていただく、非常に光栄に思う次第でございます。

ただ、この法案、ざっと見させていただいたときにどうしても気になるのが、行政機関が行う政策評価というものを本当に客観的にできるのかどうかということがまずもって心配な点ということで、その点について、大臣にお願いしたいんですが、客観的に本当にこれは運用できるんでしょうか。

○片山山務大臣 そのところは山村委員初め皆さん、いろいろ御議論のあるところだと私は思いますけれども、一次評価はやはり自己評価でいいと私は思うんですよ。ただ、その自己評価が今までやってきていなかったんですからね、正直言いまして、個別にはいろいろなことを考えたこととは思いますが、仕組みとして、システムとしては、一月から初めて始まったので、しかも、先ほど言いましたように、まだ試運転ですよ。法律を通していただいて、本格的にこれが軌道に乗るのです。

それで、自己評価がまず第一次にあつて、二次的には総務省が調整して、その外にそれぞれ評価委員会があつて、それから評価の仕方もできるだけ客観性を持ってこれということ、定量的、定性的な方法を開発してほしい、知識、経験のある第三者も活用してほしい、いろいろなことを今注

文しておりますから、これからトライ・アンド・エラーで、私はだんだんうまくなっていくんじゃないかならうかと思ひます。

そこで、言われるように、できるだけ客観性を保つ評価でないか、それ自身が権威がありませんからね。それから国民の皆さんにも、なかなかちゃんとした評価だな、こういう評価をそれこそ我々も得なければいけませんから、そういう意味で、だんだん、我々も努力して、各省にも努力していただいて、この仕組みが、この制度が生きるようにしたい、こういうふうに思ひます。

○山村委員 大臣の方から、ことしの一月からの試運転というふうな言葉をいただいたんですけれども、三重県初め静岡、宮城、それぞれの地方の行政機関においては、三重の場合ですと九六年から実施しておるわけなんです。国として一月六日からスタートしたというふうに認識しておるんですが、今までの経緯といひますか、ここに至るまでのことといひますの少しお聞かせいただければと思ひます。

○塚本政府参考人 先ほど来お話に出ておりますように、この政策評価の問題は中央省庁等改革の重要な柱であるということでございます。

行政そのものについていろいろな批判が行革会議の当時にあつた、行政の自己監視や自己評価ということが重要ではないかということからこの議論が始まったわけでございます。基本法、それから各府省の国家行政組織法等に評価という字が初めて書かれたというふうなことで、その裏側で、私も総務省、当時総務庁行政監察局といひまして、御指摘のとおり、確かに地方自治体において先行しているというふうなところがございますが、そういうものも勉強をしながら、政府の場合は新しいシステムを取り込むということをやつてまいりました。その結果が、一月につくりました、各部署の政策評価の指針となります政策評価に関する標準的ガイドラインということでございます。

この一方で、実は、中央省庁の改革に関連いた

します法律案が平成十一年七月に成立いたしますに当たりました。両院の特別委員会の附帯決議で、政策評価の制度の実効性を高めるために法制化が必要であるという附帯決議があつたわけでございます。

また現実には、そうしたことに對しまして、国民の各界各層から強い期待と関心が寄せられたという認識もあつたわけでございます。これも踏まえて、政府として、この制度の実効性を高めて、また国民の信頼を一層いただくということから、今回、行政評価法案として法制化の企図を提出させていただいたに至つた次第でございます。

○山村委員 先行する地方自治体という中で、行政評価のシステムを導入すれば、即、例えばむだな公共事業がなくなる、参加型の民主主義に変わつたとか、いい点ばかりではないかと思ひます。

そういう観点から考えたところで、実際にこの法案が導入された後、どのような効果を期待されるかという法案を総務省として実施しようとしたのかということをもう一度明言いただきたいのです。

〔委員長退席、若松委員長代理着席〕

○新藤大臣政務官 公共事業の問題を初めとしたしまして、行政効率を上げることが今私たちが国の最大の課題だ、委員と同じ認識を私は持つていて、このように思つております。

ただ、まず初めにむだな公共事業があつてはならないわけなので、本来、政策評価をするのであるとかの以前に、これはきちんとした必要性を認めたと上で事業をしていかなければいけないわけなんです。そういう意味では、担当課、それぞれのセクション、セクションで仕事がいふところ、上げられていく、しかし、それをもう一回客観的に、または定性的に、定量的に見てみてはどうか、もう少し違う立場から光を当ててみたらどうかというの、私は、今度の政策評価の法案の一番効果を期待するところなのでございます。特に公共事業につきましては、この法律の中に

おいて、公共事業においては事前評価をやりましょうというのを明確に位置づけております。それから、一定期間未着手のものであるとか、そういう事業性について必要性をチェックしましょう、こういうことになっております。また、改めて事後評価も義務づけするんだ、こういうような形で、その他、ODAとかいろいろ、長期間の経費を要するものとか社会的影響が多なものについては同じような位置づけをしておりますが、私は、こういうことをやることによって費用対効果とかそういうものを見直すことによって、結果としてかなり公共事業のむだはなくなるのではないかと、このように期待をしております。

○山村委員 まさしくおっしゃるとおりでございますが、先例の地方自治体の部分から考えましても、成功していると言われている部分についてはおっしゃるとおりのことなんです。

ただ、一つだけ非常に気になる点というのが、行政が行政を評価し回していくといひますも、もう一つ必要なことといひますのは、やはり情報公開、情報を開示していく、政策の決定過程を一般の国民に、市民に示していくという作業が非常に不可欠な要素であると思ひますが、その辺に關してはどのような対処をされてみるのでしょうか。

○遠藤（和副）大臣 この四月一日に施行されました情報公開法、そして現在の行政評価法、この二本の法律が相まって国民に対するアカウンタビリティを果たしていく、そして、行政をガラス張りにしていくということ、かつてなかったこととて、大変すばらしい選択だ、私はこのように思ひます。

この二つの法案を十分に機能させることによりまして、行政が本当に国民の目に明らかであつて、しかも、行政の評価を行政がみずからやるのですけれども、それを公表するところにまた一段と意味がありまして、それは、国民がその最終的な評価をするわけですね。国民が評価することによって、行政がお手盛りの評価であれば国

民から厳しい評価を受けるでしょうし、この評価をさせるというところにまた意味がある。国民に公表を義務づけているところに大変大きな意味があると私は思います。

○山村委員 法案にもそのようには書いてあるんですけども、それを本場に二本の柱としてこの国の今抱えている問題を改善していくには、まさしく小泉総理が言われる改革の一番の柱になる二つの法律になり得ると思うのです。

ただ、私が心配するのは、そういうことをやられますと、いろいろマスコミ等、特に我々野党の方が盛んに攻めております言葉に、政治家の癒着構造を打破するというようなことを言わせていただいているんですが、行政の評価法案が情報公開法があり、それを推進するということは、今までのそういう構造というのがなくなってしまうことになるんですけども、政府・与党の皆さん方、その辺の覚悟というのはいかがでしょうか。大臣、本場に総務省として責任を持って、覚悟を持ってやっていただけるのかどうかということ、を、まずここで。

○片山国務大臣 政策評価法案と情報公開法案、情報公開法案はもう既に通していただいて、四月から施行ですから、私は、これによって行政がガラス張りになる、国民の皆さんにわかりやすくなる。それから、国会にもいろいろな公表をしますし、世間にももちろん公表するわけですから、そういう意味では、各役所が説明責任をしっかりと果たさなければいけなくなるので、政治家ですか、何かそういう癒着だとか何とかというお話が時々ありますが、議院内閣制というのは政と官が癒着しているんです。これは、いい癒着ならいいんです。悪い癒着があるから問題なんです、議院内閣制というのはそういうことです。それから、ぜひひとつ御理解賜りたいと思います。

もしそういうことがいろいろ言われているとすれば、私は、この両法案のうまい施行によってだんだん世間がそういうことを言わなくなるのではなからうかと思っております。

○山村委員 確かに、政治家の癒着という言葉は悪いですが、本場にコラレーションといいますが共同作業にするためには、この行政評価システムというのは非常に重要な法律でもあるし、やはり忘れていただきたくないのは、情報を公開するというようなこと。

それとまた、大臣に今改めてその覚悟といいますが確認させていただいたのは、率直に申しまして、この法律を私ざっと最初に読ませていただいたときに、総務省という省庁が他の省庁に比べて少し上になつてしまふ、権限を握ってしまうのではないかとこのことを危惧したわけです。

今まで、御承知のとおり、かつての省庁の中でも同じように、某お金を扱う省庁、予算を扱う省庁は、同じ省庁でもちょっとだけ上だ、省庁内省庁というような言われ方もしてはあったような、官僚国家の中核にあったと思うのですけれども、予算だ何だという金銭的な分は別として、今度は、情報、政策ということ、総務省のいわゆるお墨つきがなければ進めることができないということになると、陳情に来るのも、財務省ださつちの方だというより、総務省の方へ駆け込んでくる話の方が多いのかな、その辺が密室であつては困るなということ、今、大臣にそういうお話を再確認させていただいた次第なんです。

総務省が、行政評価といいますが、こちらだけをやっているわけではないということ、非常にこれまた総務省管轄の領域になると思うんですが、こうなつたらこうなるよという具体的な運用事例といえますか、例えばIT基本法、IT政策というのにも総務省の管轄にあるわけなんです、その優先順位をつけていく方法といえますか、いわゆる省庁の縦割りの弊害をなくすためにこの行政の評価システムというのは非常に有効に活用できると思うんですが、そういった具体的な事例、一月からの試運転の期間でも結構なんです、あれば、ひとつお聞かせいただければと思うんです。

○塚本政府参考人 御指摘のように一月から行政評価局ということで、従来、私も行政監察専任でございまして、行政監察プログラムということ、三年間の先々の計画をつくつて、的を絞つた重点的な調査をやつてきたわけでございます。一月以降は、それに政策評価が加わりまして、行政評価プログラムということで始めておりますが、差し当たりの取り組みといたしましては、例えばリゾート法の問題あるいは輸入促進に関する基盤整備の問題等々、複数省庁がかかわる、その中で総合的な施策を講じていくというような設計がなされている施策について、その効果あるいは問題点の評価を行うというようなことに手をつけているところでございます。

○山村委員 確かに、複数省庁にまたがる懸案に関しては総務省がそれを調整していくというように、なことをこの法案にも書いてはあるんですけども、率直に申し上げまして、これはまた別の機会でもいろいろお話しさせていただいていたんですが、IT関連の業務に関しては、この国のIT基本法ののつとめたe-Japan戦略で、あれもこれもというんじゃない、その優先順位をつける基準というのは一体どういうところにあるんですかということをお聞きしたものであります。大臣、漠然とした答えで結構なんですけれども、こういうものは評価システムを利用すればこういうふうになるよというようにことをちょっと具体的にお願いしたいんです。

○片山国務大臣 IT基本法は、私どもの方だけじゃなくて、関係省庁がたくさんございまして、また、IT戦略本部というのもございまして、本部長は総理で、副本部長が竹中大臣に総務、経済産業、官房長官、こうありますので、内閣一体でこのIT革命を推進していくということでございます。

その中で、例えば超高速ネットワークのインフラの整備とか、競争政策の推進とか、電子政府、電子自治体、あるいは電子商取引、IT講習なんかも今私どもの方でやっておりますけれども、

も、いろいろなことがある中で、そういうことが私どもの中心的なIT関係に関する政策ではなからうか、こう思っております。

そこで、順位をつけるということは大変難しいんですけど、私は、この計画は三年ないし五年ということなら、その年限によって大分違ふと思います。今、私どもが一番急いでおりますことは、競争政策を推進する、電気通信事業法をお願いいたしまして衆議院を通過していただきましたが、競争政策を促進するということ、やはり超高速ネットワークを、光ファイバーだけでなく、DSLやケーブルテレビや無線系、あらゆるものを含めて、地域的なデジタルデバイスがないように全国的にこれを広げていく、こういうことに一番重きを置かなきゃいかぬのじゃないかと思っております。二年後までに、届け出や申請をインターネットを使って全部オンライン化しよう。

だから、今はそれが優先順位が高うございますけれども、やはり次はまた変わってくる、そういうことでこの政策評価も、例えばIT関係ならしていくのかな、こういうふうには思っております。

○山村委員 大臣の方でかなり踏み込んだところまで御答弁いただきました、非常にありがたいと思うんですが、私の方が質問した意図といたしまして、実を言いますと、今これを例に挙げた場合、IT基本法でありe-Japan戦略であり、IT基本方針ははっきりと決まっていますね。二〇〇五年までに世界で一流のIT国家になるんだ、IT革命をなし遂げるんだという中で、IT戦略本部だIT何とかかんとかだ、要するに、経済産業省の中にもあり、当然総務省の中にもあり、文部科学省の方にもあり、いろいろな各省庁をまたいだ中で、IT基本戦略という言葉だけ、ITという言葉だけが国民の前には行っているだけで、中身が何にもわかっていない。

それで、ではそれを政策としてやるのはIT戦略本部なのか、つかさどるのはどこがやっている

んだというようなことが、この行政評価システムができることにより、このとおりだと思いますか、一月から試運転されて、まさに新しい年度になりました、まあ来年からになると思うんですけど、そういう感じだと思います、その基本計画というのは、実際のところ今各県庁で立ててみえるわけですね。その評価というのを進めて、総務省のこの行政評価システムの方にフィードバックして行くというような形になって、いわゆる政府の政策としてはすべて、政策評価基準といえますか、今回の法案のものがその原型といえますかプロトタイプとなっていくということなんです。それをちょっと確認したかったものですから、長々と済みません。

〔若松委員長代理退席、委員長着席〕

○片山国務大臣 計画はIT戦略本部で全部まとめるわけです。各省が持ち寄ったものをIT本部で調整しましてまとめたものが今のアクションプランですね。それから、戦略そのものは、言われたように、五年後に日本を世界で最も進んだIT先進国というんでしょうか、それにするというところでございます。

したがって、アクションプランの中の各省がやるものについては各省がまず政策評価する、こういうことになると思いますけれども、これこそ複数にまたがる大変大きなテーマですから、それでは、それを各省にやっていただくけれども、もう一度総務省で二次的にやるかやらないかということとは、これはこれからの課題になると私は思いますね。関係のところとも十分相談しながら、どうするか考えていきたいと思っています。

○山村委員 確かに、IT政策というのは非常にマッチする政策だと思いますし、その管轄をしているのも片山大臣でございますので、それをいいう事例に生かしていただければ、この評価法案というののもどういふものかということが国民に伝わりやすくなると思うんです。ただ、くれぐれもやはり情報公開ということを綿密に考えていただかないと、まさに国家百年の大計を誤るような政策

になり得るんじゃないかなというふうにも思う次第です。

それで、先行する地方自治体がこの行政評価システムを導入して悩んでいる部分というのがさまざまあるかと思うんですが、そういう事例というのがありましたら、ぜひお聞かせいただきたいです。

○塚本政府参考人 先ほど申し上げましたように、地方自治体、先行しておられるところがございます。先ほど申し上げましたよい事例、悪い事例がたくさんいろいろ出てきております。

やはり、一番多い問題点として私どもが聞いておりますのは、書類等の作成が大変な量に及ぶ、またそのことが日常の業務時間の相当部分を占めるので、企画と評価との関係で申しますと、むしろ企画に時間が割きにくくなる等の問題もあるやに聞いております。ただ、一方におきまして、成果というものの、それから住民の方々に何をお届けすればいいのかという点については意識が高まった、先ほど御指摘ございましたけれども、やはりそういうようなこともあるようでございます。

いずれにいたしましても、評価そのものは職員の方々にとっては大変重たい仕事でございますので、緊張感も、またある意味の重荷も組織内に高まっている、こんなことも断片的でございますが聞いておる次第でございます。

○山村委員 私の聞いている情報といえますか、いろいろな事例としまして、同じようなことがございます。

はつきり申し上げまして、いわゆる役所の職員の皆さんというのは、デスクワークは非常に得意な部分ではあるわけなんです、本来の仕事というのはどちらにあるんだということを本末転倒してしまっているような事例が、私どもの住まいでも当初ありました。九六年当時からの北川さんという知事が行政改革を声高に言い出して行政評価システムを導入した後、正直申し上げて、私の場合、個人的な立場でいえば、プロの県民になっ

てやろうという意識になったわけです。プロの県民、市民になろうとするには、インターネットという手法も含めて、市民レベルの知識というのは非常に上がった。

しかしながら、知事が言ったことをやる行政の当事者というのは、まさしく事務量に追われて、今までのやり方と百八十度違ってしまったという戸惑いの中で、作文を書くのに一生懸命になって本来の仕事忘れてしまったというようなことで、機会あるごとに当時一市民であった私たちは知事に、言っていることはわかるけれども県としてはなかなか進んでいないではないか、行政効率は何も上がっていないというように言い続けたわけなんです。それでも、先ほども言葉があったわけなんです。職員意識改革ということで、県庁内改革というようにすることで、職員の皆さんと非常に多くの時間を費やし議論しながら、外に対してはインターネットという手段でコミュニケーションをとらなければならないという形で、三重県という行政改革先進県、このシステムを導入した事例としてはあるわけなんです。

その三重県ですらと言ったら失礼ですけども、国会経験よりプロの三重県民をやっていた時代の方が私は長いものですから言わせていただきますと、毎年毎年この評価システムというものが目を見直そう、北川さん流に言いますとバージョンアップしているんだという言い方をされていきますけれども、ともすれば、行政の皆さんというのは、一たん決めたことはなかなか動かしづらい。

二十一世紀型の政策指標といえますか手法として、行政評価システムがこの場で法案審議され通ってしまったら、それが標準として、日本の政策決定システムとして中央に位置していただかなければ本当に困るのですけれども、それに余りにも総務省として固執し過ぎてもらっても困りますよというように私を私は考えておりましたので、最後になりましたけれども、その件に関して所見をまたお伺いしたいのです。

○遠藤(和)副大臣 すべての制度、法律というのは絶えず新しい眼で見直して斬新なものにしていくということが、大変大事なことだと思えます。この法律の中でも基本方針を閣議決定することにしてありますが、これを新しい角度でまた見直して閣議決定を変更することによって、バージョンアップという言葉をお使いになりましたけれども、さらにそうした制度になるように、法律になるように仕上げていきたいと思っております。

○山村委員 時間も迫ってまいりましたので、最後になりますけれども、本日にバージョンアップしていただくということも、もう一回再確認で言わせていただきます。政策決定過程といえますか、その前の部分というのをどんどん公開していただければ、我々議員としても非常に効率のいい仕事ができるかなと思いますし、また国民にとっても非常にわかりやすい政策、日本の政治がどっちの方面に動いていくのかということが非常にわかりやすくなると思います。それがまさしく小泉改革、八〇％、九〇％という高支持率に支えられていて、我々野党がそういうエールを言うのもおかしい話なんですけれども、確かにこの国は今変えなければいけないと思いますので、総務大臣、総務省、丸となってこの政策評価システムを本当にいい運用ができるように組み立てていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○御法川委員長 次に、松崎公昭君。

○松崎委員 民主党の松崎です。

この法案で四目でございます。大分きょうの審議でもいろいろわかってきたことが多い、それと同時に、やはり問題点は皆さんが同じように指摘をしている、そんなことを今感じております。

さて、この行政評価の問題でありますけれども、これは、本来的には第三者が客観的にある程度評価をした上で、政策の内容をまた情報公開し国民にどんどん参加をせよという、そしてそれを

予算に反映していく、次の政策に反映していく、これがこの法案の意図するところではないかと私は思っております。

さて今回、日本の場合、地方は非常に先端的に、既に千七百四十団体が導入または検討しているというふうに、地方に関しては特に行政評価という非常に大きな枠組みでやっていると見られるところが多いのであります。そういう時代の中で、少しでもむだな経費を外していく、そして少しでも税収を内容的にアップさせていくんだ、一生懸命をやったところで、実はこの委員会でもずっと検討しております交付税の制度でありますとか地方行政の制度、こういったものが、特に交付税制度等がありますから、行政評価したりあるいは政策評価してむだをなくして効率よくやったりとところで、一生懸命やったりとそんな効果がないんだ、標準的に交付税制度でやられますから。

ですから、今の交付税制度ではその辺が、行政評価とか政策評価をしっかりとやって自助努力をしていくその効果を非常に薄めるようになるんじゃないかということがまた明らかになるわけでありまして、地方行政の地方税充実を含めた改革がこれから諮問会議でも言われるわけでありましてけれども、担当大臣として、政策評価、行政評価、そういう視点から地方の今の交付税制度を中心とした制度を本に見直しをしないと、こういうものが全国でも、政府でも今度入るわけですから、地方自治体はもっと先行しているわけでありまして。

ですから、そういう意味で、スピードのある地方の制度の改革が必要ではないかということとをちょっと冒頭に大枠で御質問させていただきまして、いかがでしょうか。

○片山国務大臣 地方交付税制度が地方団体の自助努力を阻害している、こういうことではないかと思えます。何度も言いますように、今の我が国の状況の中で、地域的に経済力が違う、したがって財政力が違う中で、やはり一定の行政水準をやってもらうためには財源保障するということが、でこ

ばこの調整をするという財源調整、そのためには地方交付税は不可欠だ、役割を果たしてきていますと私は思います。だから、基準財政収入の見方も二〇%ないし二五%は残しているのです。それは、自由でゆとりを、自主的な部分を残して計算しているわけです。

それからもう一つは、このところのバブル崩壊後の景気対策ということで地方財政にも、地方団体にも協力してもらう、そういうことで、言われているように公共事業の裏負担や単独事業そのもの財源を起債を充てて、その元利償還を、丸々ではないんだけれども、丸々近く見ていったことがやはりモラルハザードを起こしているのではないかと、こういう点は確かにあります。制度としては、私は相当よく考えられた制度だと思っただけけれども、そういう本来の制度以外のものいろいろ加わってきて、そこがやはり今のこの時点で見直す場合には議論の対象になるんではないかと、こう考えております。

いずれにせよ、この政策評価は、正しい政策を選択する、正しい施策、事業を選択する、むだをなくす、しかも、それを国民の目から見てガラス張りにする、こういうことでございますから、この制度が定着して機能すれば、私は、国も地方も相当歳出の合理化や効率化や重点化が行われる、これは大変いいことだ、その結果が地方財政の充実につながってくれば大変いいな、こういうふうに思っているわけでありまして。

○松崎委員 今まではこの交付税制度が、当然戦後の荒廃したところで全国の地方が非常に力がない、それで中央集権体制で都市化した、そういうところで、今日までは、十年、二十年前まではこれでよかった。しかし、これからは個性化をしたりむだをなくして地方分権だということになりますから、ここで小泉さんの言っていることは、どうも個性化していいんだ、多少のこぼれがあつていいんだと。つまり、今までの交付税制度の本質は、役割はある程度済んだんだ、これから地方もお互いに競争の時代なんだ、そういうこ

とを言っている。

そこで、この評価制度等も、それぞれの地域によってはお互いに違いが出てくると思います。三重県のように非常に進んでいるところもあるかもしれない。あるいは、今までの、中央から言われたことを普通にやっていたらそれでいいんだという、改革のおくれている地域もある。それをやばり、多少でこぼれがあつてもいいんだ、江戸時代のよう、多少藩によって違いがあつていいじゃないか、それが私は小泉さんの考えだろうと受けとめておりますので、大臣の、今までの発想でそれによかつたんだというのは、ちょっと違うと思います。

ですから、この評価制度というのは、そういう意味では個性化を図ることもなるわけでありまして、それを阻害するような交付税制度、地方制度は、やはりこれはもっと改革をすべきではないか、そんなふうには私は思っております。

さて、本来のこの法律の問題でありますけれども、海外では非常に進んでおります。アメリカにしてもイギリスにしても、非常に進んでいる。最近、ジョージタウン大学の上山先生という方の本を読んだんですけれども、行政評価には本物とにせものがあるんだと。本物というのは、ずばり行政機関以外の人々が主体で、国民の側から評価をする、これが本物なんだ。にせものは、内部のお手盛りで自己点検をする、これを評価と名づけるんだというふうに出ておりますけれども、これは多分、ジョージタウン大学ですから、アメリカでの行政評価の現場をしっかりと見て、そして日本を見ながらこういう表現をされていると思うんです。

まさに今回、きょうも幾つも議論がありました。が、先ほどから大臣、最初だからしょうがないとか、とやかく他の省のことは言いづらいんじゃないか、ことをおっしゃいましたね。あるいは、手荒なことば云々と。この辺の表現にあらわれているんですね。やはりどうもお手盛りというか内部でこの法案の一番のポイントはここですよ、内部の

人たちが自分の評価をして果たしたいんだらうかと。

これは学問的にも、先ほど言いました上山先生のように、やはりそれはにせものだよということをはっきり言っているわけですね。常識的に見ても、マスコミもみんな書いております。やはりこれは、せっかくこれだけの日本の状況になったんだから欧米並みに評価をしっかりとやろうということになったのであれば、もうちょっとしっかりと評価制度を導入すべきではないか。

ですから、よく問題になっておりますけれども、総務省が他の省を評価するわけですね。これは、先ほど大臣のおっしゃったように、とやかく他の省は言いづらいという言葉にあらわれたように、これじゃ、勧告するとかそんなことも入っているわけでありまして、本当にできるんだ、さっきから内閣府がいいんじゃないかとかいう意見があつた、あるいは、後で出てくる問題ですけども、評価委員会を三条にしろというようなことは、全部そこから来ているわけですね。

果たして今のこの法案のままで、総務省がそれだけの指導性を発揮したり、客観性を持ったり、いわゆるお手盛りだと言われないように、本当にできるんだでしょうか。

○片山国務大臣 委員が交付税が中央集権制度云々と言うのは、これは完全な誤解ですよ。交付税というのは一般財源なんです。一般財源を科学的な手法で計算して、地方にお渡ししているんですよ。

地方税で出すのがベストなんです。地方税でやると、東京や大阪ばかりふえるから、そういう普通の地方のところは財源が全然行かないんですよ。税が取れないんですよ。だから国税の形で、交付税という形で、それを特別会計に入れて、分けていっているんですよ。これは一般財源なんです。一つもひもはついていませんよ。国庫支出金と違ふんですよ。これは、私は国庫支出金の方がずっといいと思うんです。ただ、それよりも、地方税

をふやすことが、自分で苦労をして汗を流して独自の財源を取るのが私は正しいと思うんで、だから、例えば全部地方が使っている金だけ税を与えればいいんですよ。与えられないのです、今の日本の状況ならばばらばらなので。そこで交付税というのが改善の策で出てきているので、一つも中央集権じゃありませんよ。交付税は何のひももついていない。

計算の中に、例えば景気対策で公共事業やなんかの裏負担をやった場合には、その起債の元利償還を見ている。ただ、それが一種のモラルハザードを起こしている点があるから見直しますと言っているんですよ。小泉さんが言っているのは、地方交付税制度を見直すと言っているの、交付税を削減するとか地方税源を減らすとかと一切言っていないで、そこは誤解のないように、ひとつよろしくお願いをいたしたい。

それから、今度の政策評価というのは、内閣の政策、各省の政策をどうやって選択するかのシステムなんです。よその人にやってもらうんじゃないですよ。総務省なり各省が、自分の政策を、どうやって科学的にきっちりした手法で決めていくかという制度なんです。外部である必要はないんですよ。まず内部なんです。だから、各省が責任を持って自分で評価をして、政策を選択していく、事業を選択していくんですよ。それをチェックするために、各府省に専門家の評価委員会というのが別にあるんです。しかも、その評価の場合に、自己評価でもいいけれども、できるだけ専門家の意見もヘルプとして入れなさいと。しかも、各府省にまたがってばらばらになってはいけませんから、そのときは総務省が補完的にやりますよ、こういう制度なんです。

そこは、委員のお考えは少し改めてもらいたい、私はこういうふうに思います。

○松崎委員 分権の問題は、ちょっと言葉じりをとらえられてもいけないと思うんですね。やはり、今まで中央集権的に税金を七割方中央政府が集めたときに、本来はもう少し、今の行政のよう

に二対一であれば、最初から地方に税金を納められるように、とらえられるようにしなければいけないはずなんです。ところが、それは七割上げている。それをやはり戻す。戻しながら、おっしゃるとおり全国平均的にやらなきゃならない。だから、我々民主党の案でも、財源移譲でも調整の交付金は残すということをやっているんですよ。だから、おっしゃるとおり、今のまま、でこぼこの行政のまま地方に全部自由にやれということでは、これは絶対でこぼこになり過ぎますから、偏在がありますから、一定の調整を残すというのは、我々の案でもあるんですね。ただ、今までの日本の行政の仕組みの中で、中央に集まり過ぎていてということを中心集権体制と言いましたけれども、交付税が中央集権体制とは言っておりません。

確かに、今まではその調整の仕組みが必要だったでしょう。しかし、これからは、もう少し自立的に、同時に税金を国に集め過ぎるシステムを地方にやりましょうということ。我々は五年間という期限をかけてそれを移譲しましょうという法律をつくっているということでありますので、決して、今の交付税制度を頭から否定するとか、そういうことではないんですよ。よりいい形にするためには、日本の構造を変えるためには、そういう点検をし、そして財源の移譲をすべきということであります。

それから、今のこの法案に関する問題でありますけれども、きつと根本的な考え方だと思っております。やはり大臣の場合は、ずっと官僚さんでありますから、日本の国の今日の形は、この法制度、あるいは官僚の皆さんの力がしっかりしている、そういう前提の上でいくと、我々が今までやっていないのをやるんだからいいじゃないか。そうじゃなくて、もっといわゆる民主主義というレベルから見た場合には、やはりもう少し公開をしなきゃならない。今まで日本の場合には特にクローズでありましたから、これをしっかりと広げていくには、もう少し客観的な政策の評価をする

ところがあつた方がいいんじゃないか、そういうことでございます。

さて、今おっしゃった官僚の皆さんの、今までどっちかという、自分たちがすべて善である、すべてでよかったらあれですけども、善であるという前提の中に、皆さんが予算を獲得し税金を集めたものを、しっかりと自分たちの制度とかそういったものでやってきた。これに関して、これからは、予算の効率性でありまして、そういうことで、先ほどからも意識改革ということは言われておりました。ですから、その意識改革という点で百八十度変わるものではないかと私は思うんですね。その辺で、本当に大臣のおっしゃるよう意識改革が果たしてうまくいくかどうか。この辺をどういう手法で、先ほどいろいろおっしゃいました、研修でありますとか民間の交流でありますとか、特にトップの責任というものも大事だろうということをおっしゃっていました。

具体的に聞きますと、前回の滝先生の質問で新藤政務官が、各省の作業チームに入ってリーダーシップを発揮すべきだというお話がありました。この辺は、各省のその担当者という形で、政務官の皆さんが本当に政治指導ということでの政策評価を指導していくのか、これは大臣との関係はどうなるのか、その辺、新藤さんのイメージで結構です。

○新藤大臣政務官 これは、この初日の審議の中で私がお答えをさせていただきました。そして、それは前任からもういったようなお話も聞いておりますし、既に大臣政務官会議の中で一度提案をされていることでございます。私は、この次の大臣政務官会議にまた改めてこの問題は提起をしようというふうに思っております。

そして、あくまでもこれは大臣、副大臣との調整を経た上で前提でございますが、この作業の実際の実務に政治家が入っていくことで、国民の視点というものにさらに近づかれるんではないか、こういう効果を期待しているわけでございまして、これは、できれば内閣、各省で取り上げて

いただけるように、大臣政務官会議でまず相談をしてお計らいをいただければ、官房長官を初めとしてそこから上がっていきます。そして、実際にやる際には、これは大臣、副大臣の御指示がなければできないことでございますから、そういう調整を図ってまいりたい、こういうイメージでございます。

○松崎委員 新藤さんみたいにこの委員会にいらっしゃる方であれば十分おわかりだと思いますけれども、たくさんの方々がいらっしゃるわけでありまして、その辺はいわゆる政治指導の責任ということでこの法案の大事さがあると思えます。先ほど私の言ったことじゃなくて、これは一応、まず内部的にもやらなきゃいけません。ですから、それはそれでいいんですけども、その辺の政治リーダーとしての、やはりどこまできちっと、例えば地方であれば首長、中央であれば大臣あるいは総理大臣、その辺がリーダーシップをとってやっていかなければ本当の政策評価というのはできないというふうに我々は思っていますので、ぜひそれをお願いしたいと思います。

さて、先ほどの独立行政法人評価委員会の話、大臣の答弁では私はちょっとわからないんですが、各省にたしか独立行政法人評価委員会というのがあつたんですね。それで、総務省に置いております政策評価・独立行政法人評価委員会、これは、総務大臣から諮問を受けたあるいは総務省の行う他の省の評価をチェックする。独立行政法人関係は、各省にやはり独立行政法人評価委員会というのがあつたんですね。先ほどは、各省のこの評価委員会が各省の政策評価に関与するというようにおっしゃっていただきましたが、どうもこの通則法とかいろいろ読んでみますとそのようじゃないように思えるんですが、この全体の総務省の独立行政法人評価委員会と各省の評価委員会、この関係、それから各省の評価委員会はどの範囲なのか、お答えをいただきたい。

○塚本政府参考人 御指摘の総務省に置かれます政策評価・独立行政法人評価委員会でございます

が、実はこの委員会は、二つの機能、分かれた機能を持っており。

委員御指摘の独立行政法人の方につきましては、御指摘のように、各府省に各府省のそれぞれの独立行政法人の評価を行うための独立行政法人の評価委員会が置かれております。この各府省の評価委員会が行われました評価をさらに評価するというのが、独立行政法人の世界だけでございすけれども、私どもに置かれております政策評価・独立行政法人評価委員会の片っ方の仕事、独立行政法人部分の仕事になっております。

一方におきまして、政策評価の委員会の部分が総務省の今の委員会にございす。これにつきましては、総務大臣の諮問に應じて、政策評価制度の基本的事項あるいは総務省の行政評価局の業務について意見を答申し、あるいは独自に意見を述べるという権限があるわけでございす。

一方、各府省において政策評価についてどのような機構を置くか、これは各府省でそれぞれ検討中ではございすし、また、ある意味では試行的に第三者の諮問機関的なものあるいは研究会的なものを置いておられる場合がございす。先ほど法律の中でも御議論になりましたように、第三者の知見を活用することからすれば、かなりの場合に、個別の場合あるいは省全体として成る、これはいろいろあるかと思ひますけれども、恐らくそのようなものができるだろうということではございす。

しかし、この場合は、独立行政法人と違ひまして、総務省に置かれます政策評価の委員会がそれぞれの諮問機関や第三者機関的なものに関与するということは法律上はございせん。むしろ、総務省に置かれます政策評価部分の委員会は、総務省が行います政策評価、あるいは政策評価の政府全体の制度について物を言っていたら、こういう仕分けになるわけでございす。

○松崎委員 なかなかわかりづらい。多分、さつき大臣もちょっと間違っていましたよね。

そうすると、各省の独立行政法人評価委員会と

いうのは各省に關係する独法を評価するというところで、そのほかの省のことはやらぬということですよ。そうしますと、これは、総務省の独法の評価委員会と各省の評価委員会の關係は全然ないんですか。

○塚本政府参考人 総務省には、今申し上げました政策評価・独立行政法人評価委員会とは別に、総務省プロパーの独立行政法人に關する総務省の評価委員会がございす。したがって、その二つには、内部と申しますか、総務省の中で關係がございす。

○松崎委員 わかりました。

それから、先ほどこの法案のポイントは、情報公開あるいは国民への公表の仕方、しかも、それは双方向であらねばならないんじゃないか、そういうことでありますが、この辺の公表の仕方、インターネット云々と言っておりますけれども、この辺も非常に大事だと。やはり、国民の声をどこまで入れていくか。これは諮問会議の竹中さんともう既に諮問会議でさえやっていらつしやる。ですから、そこで、公表の仕方が非常に重要になる、国民の参加が重要になる、情報公開が非常に重要になる。この辺をどういう方法でやりなろうとしているのか。

○塚本政府参考人 御指摘の点につきましては、まず、政策評価、この制度全体につきましては、この法案の各所にあらわれておりますように、公表というものがいろいろのプロセス、いろいろな段階で出てまいります。これによって、国民の皆さんには、当然その作業経過あるいは作業結果が目に触れる、さらには、それをどのように政策に反映させたか、そのプロセスあるいは結果も目に映るということでございす。と同時に、今御指摘のございましたように、より広く、インターネット等のメディアを活用してこれをごらんいただき、また御意見をちょうだいするということが重要かと思っております。

整理いたしますと、国会との關係におきましては、年一度と思ひますけれども、政府全体の政策評価の実施状況や反映状況を御報告申し上げる。また一方におきまして、これは既にガイドラインで定めておるわけでございすけれども、政策評価に關しまして国民の皆さんから御意見等があれば、各府省は、それを受け付けるための仕組み、窓口といひますか、そのようなものを設けるというようなことも必要だと考えているところではございす。このあたりは、先ほど来出ておりますように、政府全体の政策評価を運営してまいりため基本方針、閣議決定になりますけれども、その中できちんと定めていきたい、こう考えている次第でございす。

○松崎委員 最後に、ちょっとこれは通告はなかったんですが、九条の事前評価の中で、各省と覚書があるんですか。つまり、外務省ですと、外務省と覚書がある。九条は、事前評価を行ななければならないということですね。社会経済に相当程度の影響を及ぼすこと、多額の費用、政府開発援助もそうですね、こういう幾つかのものは事前評価を行ななければならない、これが九条なんです。それについて各省と覚書を総務省は交わしているということなんです。

これをちょっと見ますと、かなりブレイキがかかる。先ほど今野さんもやりましたODA関係でも、外務省に対して出ているようですね。「政府開発援助の実態、開発援助委員会のメンバーで政府開発援助の事前評価を義務づけている国はないことを十分考慮すること。」ということですね。こういうところは外しちゃっていいんだよというふうに総務省の政策評価官の方から各省に出ているようです。それから国土交通省にも出ています。こういう内容は、さっきから言っております、総務省が他の省を掌握して、それに対していろいろ評価をするという、非常にやりにくい立場をある意味ではあらわしているのみに見えてしまっているんですが、こういう事実はあるわけですか。

○塚本政府参考人 委員御指摘でございす、本法案の閣議決定に至りますに当たりまして、關係府省の間で文書による確認というのを行つておるは事実でございす。

その内容でございすけれども、これは既に法案の中でもございすように、今後政令を定める、あるいは基本方針を定めるということではございす。そういうものに盛り込みます事項の立案方針等々、あるいは総務省が行います評価の運用というようなもの、これにつきまして、やはり各省としては、それぞれの政策の特性というのがございすし、そうした分野の実態というものをよく踏まえて対応をしてみたいものだということが意見として出てまいりましてございす。私どももそのあたりを整理しないと、これは各府省の自體評価が基本にあり、それに対して総務省の評価がかわつてまいりという構造もあるわけでございすので、それが円滑かつ効果的に運用されるためには、やはり制度が本格的に動く前に整理は必要だろうということで、そのための段取りと申しますか、それは定めておくことが円滑だということで、そのようなものを確認しているところでございす。

○松崎委員 円滑といううまい表現が、皆さんお上手ですが、これを見ると、これはやらなくてもいいよ、除外するよというふうなことになると思いますから、ちょっとその御答弁とは内容が違うような気がいたします。

これは、せっかく、私たちからいへば百歩譲って少し前進はしたというふうな法案であることは確かなんです。しかしそれでも、まだまだ不十分な点は今回の審議でも随分わかつてきたわけでありまして、その辺を考へて、余り総務省の方からブレイキをかけるようなことはなしに、むしろどんどん、各省は頑張つてやってくれよ、そういう方向をせび出していただきたいと思っております。

なお、最後に、先ほど三重の件が出ました。見直しを毎年していると。私も、当然まだまだ不備

だらけの、基本的な姿勢から、先ほどの大臣とのやりとりも、なかなかまだ本格的にいつておりませんのでもう少しやりたいと思えますけれども、非常に問題点がある。ですから、三重県まではいかないまでも、やはりちょいちょい見直しをします。そういうことを要望して、終わらせていただきます。ありがとうございます。

○御法川委員長 次に、若松謙維君。

○若松委員 きょうは、ありがとうございます。公明党の若松謙維です。

大臣、済みません、質問通告してないんですけれども、感想ですので、ちょっとお答えいただきたいんです。

いわゆる中央省庁改革、私はずっと行革を担当しておりますので、この中央省庁改革というのは、省庁の外側の改革ということで、看板のかけかえという言い方もされておりますけれども、英語で言うところのリストラクチャリング。リストラというのは、首を切る、そういう意味じゃなくて、看板のかけかえのリストラクチャリング。ところが、行政の中身そのもの、ここに改革を入れたのが、実はこの行政評価法、いわゆるリエンジニアリング、こう私は説明しております。

そこで、この行政評価法が出た淵源をたどりますと、遠藤副大臣、もう四、五年前になるんですかね、決算委員会でも、私も質問させていただいて、いわゆる委員会制度改革、特に決算行政監視委員会、これがたしか五年前ぐらいでしたか、それで大きく国会のチェック機能が高まりました。

それから、ちょうど二年前の平成十一年六月九日に衆議院の行政改革特別委員会、附帯決議として、これは実は私が提言させていただいたんですけれども、「行政評価の実効性を高めるため、行政評価法(仮称)の制定について早急に検討に着手すること。」というところで、ちょうど二年後にこうして、野党のお知恵も拝借しながら、全会一致のこの行政評価法がいよいよ衆議院を通過する、こういう状況になりました。

私、これに力を入れてきた者として大変感慨深

いものがあるわけですが、大臣のお立場から、この法律が成立することによっての思いとか感想が何かございましたら、一言教えてくださいます。

○片山國務大臣 この法案提出までに、若松委員初め皆さんに大変お世話になったということは私もよく聞いておりますし、今度の中央省庁再編を含むこの一連の行政改革の中で、私は、この政策評価法は目玉だと言っているんです。だから、これだけの法案をぜひ通していただいて、通していただいた実効をあらしめないと、それは、総務省なり、名前も行政評価局になっているんですから、前は監察局ですよ、あら探してみたいな、行政監察、今度は大変前向きな行政評価局になるので、局の存在が問われるよと私は局長以下みんなに言っているんです。

今までは、政策を決める、事業を決める、施策を決めるのは、だが、いつ、どのようにして決めたかわからなかったんですよ。決まっていたんですよ。だから、これによって、だが、いつ、こういう形で決めたということが国会や国民の前にガラス張りになってくると私は思うんですね、情報公開の話もありますけれども、そういう意味では、ぜひこの法案を通していただいて、生かしたいと思っています。

総務省そのものの試金石にもなると私は思っておりますので、そういう意味で、大変な思いを持っておりますから、ひとつよろしくお願いいたします。

○若松委員 この行政評価法は、きのう内閣委員会で質疑が行われてあした衆議院を通過する特殊法人等改革基本法とあわせて、実は、公明党が自民党と政権協議をやったのが一年半前ですから、そのときに、ぜひこの二項目は行政のむだをなくすということでお願いをし、そして力を合わせて制定したものであります。きのう、野党の一部から選挙目的だと言われましたが、決してそうではない、まさに政権与党としての行革の決意をここにあらわした、そう理解しております、今

大臣が決意として述べられた中身、いかに行政評価の趣旨を体して、効率よく、また国民に喜ばれるものにしていくか、期待しておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

そこで、質問通告しておりますので、ちょっと飛ばしながらやらせていただきます。

これは遠藤副大臣でしょうか、この行政評価制度においては、各府省がみずから政策について自己評価を行う仕組みとなっております。これについてもいろいろな御意見があるわけですが、いづれにしても、各府省において適正な評価が実施されていくためには、行政評価制度全体を所管する総務省のリーダーシップ、それとともに、第三者的視点を持つ政策評価・独立行政法人評価委員会の機能、これが有効に発揮されることが大事であると考えますが、副大臣のお考え、いかがでしょうか。

○遠藤和(副大臣) 今回の行政評価法という法律は、私は、明治維新以来、我が国の内閣制度の中で画期的な法律だと思っております。行政のみならずが自己評価をいたしまして、それを国民の目に公表するというところでございますから、本当にすごい法律を今審議していただいている、こういうふうには私は思っているわけでございます。

ただいまお尋ねがありましたけれども、この行政評価法につきましては、総務省が大きな責任を負っていると思っております。みずからの省の中での行政評価をすること、他府省に対してはもすべて担保評価を行うということでございます。そしてまた、時にはそれぞれ勧告もするということでございますので、大変大きな意味合いがあると思えます。

それからもう一つは、政策評価・独立行政法人評価委員会の機能ですけれども、これは大変大きな役割を担っていただいていると思えます。この法律が成立いたしましたら、まずこの委員会の方に、この法律で定められております基本方針、それから具体的に政令、これをどのようにいたすべきか検討していただく、そしてこの法律がさら

にきちんと中身を伴いまして実行されるようにしていきたい、このように考えているところでございます。

○若松委員 そこで、この政策評価・独立行政法人評価委員会のメンバーとか、それぞれの省庁の評価担当官、こういった人たちが当然その能力が問われるわけですから、評価を行うに当たって、財界人、会計士、またはコンサルタント、こういった民間有識者の視点やノウハウがやはりなくてはならないと思うんですね。この法案におきましては、そういうことで、各府省から評価を行うに当たり、「政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見の活用を図ること。」となっております。この条文で言う学識経験を有する者、これには民間人も当然含まれている、こう解釈していいわけですね。

○塚本政府参考人 ただいま御指摘の学識経験を有する者は、委員お話しのとおり、そうした民間人も含まれる。具体的には、やはり実務者、研究者等の専門知識を有せられる方のかに、いわゆる有識者や外部研究機関というものを含めて幅広く想定をいたしておるわけでございます。財界人、公認会計士あるいはコンサルタントというような立場の方々もこれに当たるわけでございます。

○若松委員 それで、今度はこの評価を担当する行政内部の人材育成なんですけれども、特にアメリカのいわゆるGPR A、これに基づく評価官、インスペクターゼネラル、そういう日本では言う評価担当官がいるわけですが、かなりの部分が実は外部任命なんです。

私は、人材育成の場合に、評価の経験のない人を評価担当官にしても、大変アメリカ的な言い方をすれば、くその役にも立たない、こういうことだと思ふんです。私は、実は日本全体として、評価ということは一歩弱いと思うんですね。だから、パブルもあれだけ大きくなったし、それはじけ方の整理もできなかった。ですから、この際、人材育成ということで、アメリカのGAO

とかこういう政策評価、監察総監という言い方を
をしていましたけれども、そのようなところに
送って、経験、研修をさせた方がいいと思うん
で、けれども、いかがでしょうか。

○塚本政府参考人 ただいまのところ、私どもの
立場からは、ちょっと外国というところには
視野が及んではおりませんけれども、いずれに
いたしまして……（若松委員「外国に送ってくだ
さい、アメリカとか」と呼ぶ）そういう趣旨と承
りました。

いずれにいたしまして、人材というものが大
変重要であるということにはわきまを置いている
でございます。そのために、行革大綱、昨年十二
月に決まりましたけれども、その中でも、この政
策評価に関連して、人材の養成とか任期付職員法
の活用など、そのことによる要員の確保というこ
とを定めると同時に、この運用に当たりまして
も、法案が成立の時には、やはり人材の養成、確
保に取り組む。特に、官民の交流でございませ
うか、場合によりまして、やはり国内の政策関係の
大学院なりへの留学というようにも各府省の
御方針でお進めいただけるような、そんな私ども
の働きかけもしていきたいものだと考えておるわ
けでございます。

○若松委員 今ちょっといきなり海外派遣の話
をしましたけれども、国会議員もそのときはぜひ一
緒に連れて行ってください。

それと、今度は各府省の評価担当官、今ちょ
と触れたわけですが、ここにぜひとも積極
的に行政の外部からの人材を登用する、そしてそ
の方が各府省が出してくる評価報告書にサインを
する、ここまでやると、国民のいろいろな不満は
そこで解消されるという仕組みになると思うん
ですけれども、総務省の見解、いかがでしょうか。

○片山国務大臣 法律の中にも、ぜひ学識経験者
の知見を生かせ、こう書いておられますけれども、
私は、人がいないのなら外から呼んでくれればいい
と思うんですよ。給料その他で来てくれるかどうか
です。そこで、任期つき採用なんというのを

始めることができますし、官民の交流ももっと積
極的にやろうということになってきておりますか
ら、そういう新しいシステムを利用して外部の専
門家に一定の期間来ていただいて指導してもら
うなんというところもあるのかな、こう思っており
ます。

研修なのか派遣なのか知りませんが、海外は
ちょっとぐらいいつたらいいますよ。予算が恐ら
くないから局長は遠慮したと思えますけれども、
来年度予算では要求します。いろいろなことを考
えてやりたいと思います。

○若松委員 その際には、私のこの法案のアドバ
イザーとして上山信一さんがおられて、「行政
評価」の時代」とか「行政経営」の時代」と
か、かなり専門家がおりまして、ぜひこういった
方のノウハウも御活用いただきたいと思えます。
それでは、今回の日本型の行政評価法ですけれ
ども、いわゆる事前と実績、そして総合評価、こ
ういう三つの切り口に分かれていた日本版の行政
評価法なわけですが、何となくも国民的
にわかりやすい話は、成果重視主義というので
しょうか、成果重視の行政サービスになっている
かどうかという観点からこの行政評価法の活用を
期待しているとは私は理解しております。

そういうことで、各府省が行政評価法に基づい
て、事前に設定した目標、例えば国民年金の掛
金、これの未納もかなりあります。未納を、今で
すと大体回収額を、二年以内に半分にしますとか
いう目標を立てて、それに対して実績評価、こ
ういう形の比較ですか、目標と実績評価、こ
う達成度の情報の公表というのが国民には一番わ
かりやすいと思うんですけれども、そういった観
点からの行政評価の制度というのはどう担保され
ていますでしょうか。

○塚本政府参考人 御指摘の点でございませうけ
ども、今お話にありました実績評価という仕組み
を想定いたしております。この実績評価の枠組み
がどうなるかという点につきましては、法律に基
づきまして定めます基本方針という中に盛り込む

ことにしております。

各府省がこの実績評価というものを今後行われ
ることを想定いたしますと、これはやはり、事前
に設定された目標、それから、一年ごとに定
められます事後評価の実施計画というものにおき
まして実績評価の具体的な方法を記述する際に、
あわせてその目標をお書きいただく、それをまた
公表していただくことが法律上も義務づけられる
ということと考えております。

目標に対する達成度ということをもまた御指摘で
ございましたけれども、これにつきましても、評
価の結果を取りまとめる評価書という制度がござ
いますけれども、その中で、政策効果を把握した
結果という形で明記をし、公表するということが
義務づけられておるわけでございます。

○若松委員 ぜひ目標と実績、達成度の情報公
開、特にイギリスはシズンズチャーターとい
て、どちらかというと、それぞれの行政の窓口
に、これをやりましますよというのとおりになっ
ているかどうかかわかりやすい。ぜひともそう
いった先進国のいい例も取り入れて、日本型のい
いものに仕上げていただきたいと思います。

それでは、これは遠藤副大臣でしょうか、これ
から各府省がこの行政評価法に基づいて評価報告
書を作成するわけですが、ところが、ここの二
大分変わってきたと思うんですけれども、白書と
いうのは、あれを読むといっぱい字が書いてある
んですが、頭は真っ白になるんですね、何か難し
過ぎて、それが最近大分読みやすくなってきたか
なと思っておりますけれども、ぜひこの評価報
告書が国民にとってわかりやすいものにといい
と、また、その評価結果の公表。これも私も
が主張させていただいて、IT基本法以外に、イ
ンターネットという片仮名がこの法律に載っ
ております。そういう意味で、ぜひとも利用し
やすい、わかりやすい評価結果の公表、これにつ
いて期待するわけですが、いかがでしょうか。

○遠藤和利副大臣 小泉純一郎さんが総理になり
まして以来、国会の審議が大変国民に関心をいた
だいているのは、やはり総理の言葉が大変わかり
やすいということが大きく、短い言葉で、余り政
治用語じゃなくて、国民に大変わかりやすい言葉
でお話しになっているところがあると思うん
です。

ですから、この法律の眼目は結果を公表する
ということにございまして、その公表して見て
いただく相手は国民でございますから、国民の皆
さんにわかりやすくダイレクトに結果が理解して
いただけるというふうなことでなければ意味がな
いわけでございます。各省庁で発表していただく
ものについてもそういう工夫をしていただく。

それから、総務省として取りまとめまして、年
に一回、恐らく前年度のものを五月か六月にま
めて国会にその結果を公表する、お届けすること
になると思えますけれども、その書きぶりも、短
い言葉でわかりやすく、時には絵とか図とかグラ
フ、そういうものも入れながら、国民に大変わ
かったと言っていただけのようなものにしてい
きたい、こう思っております。

○若松委員 大臣にお聞きしますが、先ほど一
部の委員からちょっと違った観点からの御指摘が
ありましたが、総務省は各府省の評価結果に対
して報告することができま。総務省が肥大化し
過ぎるんじゃないかという御指摘があるわけだ
けれども、あくまでも、こういう行政のむだをなく
すという観点からも遠慮なく、大岡越前という
んですか、何というんですかね、この証文が見え
ないかぐらいに突っ張っていいと思うんですよ。

そういう意味で、ぜひとも政策評価専門組織の
立場から確固たる姿勢で臨んでいただきたと思
うわけですが、大臣の決意をお伺いします。
○片山国務大臣 先ほど来お話をしております
うに、総務省は評価専門組織でございまして、
府省横断的な統一した評価や、複数府省にまた
がる総合的な評価や、各府省の政策評価の客観性
担保のための評価ができる、こうなっております
から、そういう評価をした場合には必ず総務大臣と

して必要な意見をつける。それからまた、その結果、政策に反映させる必要がある場合には勧告をする、思い切って。これをぜひやろうと思ひます。

制度の打つ立てができたときに少し派手にやらないと、本当にそうやらないと制度そのもののPRにもなりませんし、認識もなかなか持つてもらえないというところがありますから、行政評価局長以下に、派手にやれ、こう言っておりますので、私も一緒に派手にやらせていただこうと思っております。

○若松委員 本日は、恐らく、各省庁の代表者が来て、どういう答弁をしているか、気にならずにちやいけないう思ふんです、来ていないということとは国会テレビでも見ているのかなと思ふんですけれども。

いずれにしても、改善が見られない場合、どうするか、これは総務省の答弁。さらには、実は改善があった場合に、予算への反映という形で、これは今までどちらかというと財務省と他の府省という形で縦割りだったんですけれども、今回、総務省を中心としてやる行政評価の一つの結果が予算にも反映する、こういう非常に新しい法律でもありますので、その場合に財務省がどう反映するか。その二点について一挙に聞きます。

○塚本政府参考人 まず、私から、勧告についての改善の点について申し上げます。

これは、実際、今大臣も申し上げましたように、評価専門組織の総務省が、また先ほど来出ておりますような政策評価・独立行政法人評価委員会の御意見も伺いながら、客観的かつ厳格な政策評価結果に基づく勧告を行うということでございまして、もとより各府省においても十分尊重される、また改善が図られると期待しておるところでございます。

と同時に、勧告は公表いたします。また、関係行政機関がとられた措置については報告を求めることができるということでございまして、これはこれまでの、一月以前の総務省設置法の規定より

よりは総体として強化されているということでございます。したがって、このような仕立てによりまして勧告の推進を図ることとしておるところでございます。

現実にも、行政監察の時代におきましても、私どもの勧告にほぼ沿った措置が、長期を要する法律改正等の問題を除けばとられてきているということでございますので、そのような姿勢を保ってまいりたいと思っております。

○片山国務大臣 経済財政諮問会議で、私は二回発言しているんですよ。今度、政策評価を大々的に、しかも法律を通していただけてやることになると思うので、ぜひ予算編成に生かしてほしいと。ただ、その発言のときは前の大臣、宮澤大臣でございましたけれども、それはそう、こういうことになりましたので、それは私もぜひ努力いたしたいと思ひますが、まず、その評価自身が権威があつて、なるほどという評価じゃないけません。そういう評価になるのなら、これは予算編成に反映するのは、私は当然のことだ。そうできなきゃ何でこんな制度を大々してつくるのか、こういうことになりますので、大いに努力いたしたいと思ひます。

○津田政府参考人 予算との関係につきましてはこの法案の第四条に規定されておるわけでございしますが、予算編成の過程におきましては、各府省の政策評価の進展状況でありますとか諸外国の経験も踏まえまして、政策評価結果の予算への適切な活用を努めたいと考えております。

具体的にはいろいろなことが考えられると思ひますけれども、例えば、社会情勢の変化に即応しまして施策のスクラップ・アンド・ビルドをする、あるいは予算の非効率、むだがあればそれを排除する、そういった点で役立てることができるといふふうに考えております。

○若松委員 済みません。ちょっと何か頭に余り入らなかつたんですけれども、要はしっかりやってくれるんですね。よろしく願ひいたします。それでは、時間もありませんが、大臣、あのぐら

いの答弁でいいんですかね。

○片山国務大臣 申しわけないけれども、余りちゃんと聞いていなかったものですから。

法律の四条の趣旨を体してやるということでございますので、これは国会の決意といひますか、合意に基づく決意ですから、財務省もちゃんと尊重しなければいけません。経済財政諮問会議で言ひます。

○若松委員 明快なサポート、ありがとうございます。

それでは、事前評価というところで、特に公共事業、研究開発、ODA、これが条文に盛り込まれております。具体的に、事前評価制度が導入されてこれからのそれぞれの施策というか政策、行政サービスがどう影響を受けるのか、どう改善していくのか、そういった観点について、時間がありませんので、それぞれ三省、よろしく願ひいたします。

○山本政府参考人 お答えをさせていただきます。

国土交通省におきましては、一月に発足をして以来、高速道路でありますとか新幹線でありますとか空港でありますとかといったような広範な公共事業を所管することになりましたが、これらの公共事業を初めといたしまして、二十一世紀型の国土交通行政への改革ということを目指しまして取り組みを行っているところでございます。そういう中で、政策評価というのはそのための大変重要な手段の一つであると認識をしているところでございます。

公共事業を実施するに当たりましては、本間に必要な事業を的確に実施するための費用対効果分析とかといったようなことを取り入れながら事業を客観的に評価することが重要であると考えておりまして、そういう観点から、平成十年から新規事業採択時の評価等の公共事業の評価を実施してきていたところでございますが、さらに充実していきたいというふうに考えております。

さらに、今回の行政評価法案の趣旨も踏まえま

して、今年度から、公共事業も含めました国土交通省全体の主要な政策分野についてわかりやすい目標や指標を明示いたしまして、その実現に向けた取り組みを総合的に評価する新しい政策評価体系を全国的に導入して、この実施を図っておるところでございます。

特に、新規施策につきましては、公共事業を初めその他の施策についても、必要性、有効性、効率性をチェックする事前評価を一層厳格に実施することによりまして実効性ある政策評価を強力に推進して、その結果を新たな政策課題へ生かしていくということ、私ども国土交通省として、真に国民の立場に立った改革を進めて、効率的、効果的な行政の推進に一層努めたいというふうに考えておるところでございます。

○大熊政府参考人 研究開発の評価につきまして御説明をさせていただきます。

研究開発の評価でございますが、既に平成九年の八月に、評価の大綱的指針が内閣総理大臣決定として策定されておまして、これを踏まえまして、各省におきましては、外部による評価、評価結果の公表など、厳正な評価を行つてきておるところでございます。

この大綱的指針を踏まえて行われました評価の結果につきましては、研究開発課題の適切な選定あるいは研究開発計画の改善などに活用されてきたところでございます。ただ、この研究開発評価をさらに一層充実したいということで、現在、総合科学技術会議におきまして大綱的指針の改定作業が行われているところでございます。

今後とも、研究開発評価を一層充実することにより、研究開発に係る行政の評価が効果的かつ効率的になり、また国民に対する説明責任が適切に果たされるよう努めてまいりたい、こういうふうに思っております。

○西田政府参考人 お答えをいたします。

ODA評価につきましては、御案内のとおり、外部の有識者、専門家あるいはNGOの関係者、さらには他の援助国や国際機関の協力も得まし

て、これまでも援助の評価を行ってまいりました。今回の新しい法案ができることによりまして、このようなODAに関する評価についてもさらに質を向上し、透明性の向上に向けて努力をしてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

また、ここにございます事前評価についてでございますが、現在、OECDのDAC、開発援助委員会でございますが、そのメンバー国の中におきまして、いわゆる事前評価を法律上義務づけている国は依然ございません。それからまた、ODAの個別事情に關します、いわゆる事前評価という手法自身がまだ必ずしも確立されていないというのが現状でございますので、このような現状を踏まえ、しかし、法案上の事前評価、具体的に取決めすることにしましては、早急に研究を進めてまいりたいと考えている次第でございます。

○若松委員 今の答弁に対する私の感想を述べて終わらせていただきます。

まず国土交通省は、車の通る台数よりもタヌキとかキツネなどの通る回数が多い道路をつくらないこと。文部科学省は、落ちないロケットをぜひともつくっていただきたい。それと、ODAですけれども、我が党は今、芸術文化大団二十世紀日本ということを中心としておりまして、ぜひともODAの活用で、特に海外の文化芸術面、まさにこれは真の平和のきずなでもありますので、そういった面の見直しも含めて、この行政評価法がすばらしいものとなることを期待して、質問を終わります。ありがとうございます。

○御法川委員長 次に、黄川田徹君。

○黄川田委員 自由党の黄川田徹であります。これまでの質疑で重複するところもありますけれども、確認の意味で、通告に従い順次質問いたしますので、よろしく願います。

我が国は、今後厳しい国際競争に直面しながら、急速な高齢化社会を迎えることとなります。また一方、その来る時代に向けたインフラストラクチャーの整備となると甚だ不十分であると私は

思っております。にもかかわらず既に政府は巨額の財政赤字を抱えており、これまでの予算を幾らとってきたか、どんな施設や道路をつくったかなどの行動原理のままで、とても国民の望む行政サービスが得られないことは必至であります。

この視点で、政策評価と情報公開とは、行政の行動原理を成果志向に変えていく、変革のための両輪となる制度であると思っております。このように大事な政策評価であればこそ、ただ形式を整えればよいというものではなく、有効に活用されていくことが大切であります。

一月の中央省庁再編と同時に、政府は各省庁の政策評価をスタートさせました。それに先駆けて、昨年十二月、行政改革大綱にて行政の組織、制度の抜本的改革の一環として、行政評価システムの導入を行うべく、政策評価に関する標準的ガイドラインが定められ、本法の骨格が形成されてきたところであります。

私は地方議員として地方行政に携わってきましたけれども、御承知のとおり、この行政評価への取り組みは、地方自治体の方が進んでおり、昨年八月末現在で、既に導入済みの都道府県は二十四団体、五一％、試行中が十三団体、二八％、検討中が十団体、二二％となっております。

ビリティ、説明責任を果たす、ここに大きな意味があると思います。それから、国民本位の効率的で質の高い行政を目指す、国民的視点に立った成果重視の行政に転換していく、こういうふうな意味があると思います。

また、こうした評価制度を採用している国は、アメリカ、イギリス、それからカナダ、オーストラリアがございます。私もオーストラリアに参りまして担当者のお話を聞いたことがありますが、きちんと予算に反映するという意味におきまして、十年ほど前から始まったそうですので、大きな成果を上げている、こういうことでございまして。

○黄川田委員 副大臣からお話を伺いましたけれども、私も、国民に対して政策の説明責任を徹底し、そしてまた、それによって国民的視点に立った成果重視の行政の展開を強く求めておきたいと思っております。

次に、旧総務庁の行政監察局は、行政監察制度を実施する中、類似の行政評価を行ってきたと思っておりますけれども、今回の新しい評価制度に移行するに際し、双方の制度の違いはどのようなもので、かつ、どのように制度切りかえがなされるのか、総務省にお尋ねしたいと思っております。

性等の観点からこれを見直していく、その際、まず各府省がみずからその所掌する政策を評価するということが基本になっております。

その際、私も総務省の役割は、府省による評価というものの存在を前提とした上で、評価専門組織という立場から、各府省にはなし得ない評価を行っていく。具体的には、府省横断的な統一的政策評価、それから複数府省にまたがる総合的政策評価、さらには各府省の評価の客観性を担保するための評価ということになったわけでございまして。

新しい制度への移行ということでございまして、けれども、こうした制度の導入ということにつきまして、各府省では、先ほど来出ております政策評価に関する標準的ガイドラインというものを踏まえまして、現在、実施要領が既に定められており、これに沿って政策評価が着実に進められていくというふうに認識しております。

私も行政評価局でございまして、これも、監察というものがなくなりました、行政評価・監視と政策評価に分かれましたものですが、従来の、監察業務運営要領というものがございましたが、これを廃止いたしまして、二つ、政策評価実施要領と行政評価・監視実施要領というものを定めるとともに、行政監察プログラムという三年計画がございましたけれども、これを行行政評価プログラムとすること、政策評価、それから行政評価・監視というものを実施する組織への移行を完了したところでございます。

あることから各府省との多少の重複は避けられな
いと思います。

しかしながら、一つの政策を多面的に評価する
ことは、重要なことと考えます。特に、大規模な
政策を評価する場合、関係府省は会計検査院と緊
密な連携をとり評価を実施すべきであると私は
思っておりますが、総務省はその役割上、関係府
省をどう指導していく所存か、この点についてお
伺いしたいと思ひます。

○遠藤(和)副大臣 会計検査院とは、旧総務庁時
代から、情報交換をし合ったり検証したり、職員
の交流等もやっているわけです。その目的は違ひ
ますけれども、日本の行政を会計の面からきちっ
と見ていくというものと行政の仕事という面から
見ていくという違いはありますけれども、目的と
するところは似通ったものがございまして、そ
ういふ情報の交換をして、お互いに協力し合っ
てきた面があると思ひます。

今度の行政評価法でございましてけれども、これ
は総務省としては大変大きな役割を担うわけで
ございまして、各府省が自己評価をしていただ
いたものに対して総務省が担保評価をする、そし
てそのときには、また会計検査院等がやっている
ことについてもよく情報を整理いたしまして、交
換をして協力して行く、こういうことでござい
まして、今後より機能を発揮していきたい。そし
てまた、政策評価ということでもございまして、
旧総務庁時代よりもさらに幅広い活動を総務省
として行っていく、こういうことだと自覚をいた
しております。

○黄川田委員 次に、本法案では、国民生活、社
会経済に大きな影響を及ぼす政策、または多額
の資金を要する政策であり、かつ、評価手法等が
開発されている場合、同法第九条にて研究開発、
公共事業、ODA等については事前評価を実施し
なければならぬとされております。そこで、この
研究開発について、具体例を用いて政策評価の
あり方を考えてみたいと思ひます。

国民の期待を担い、国産技術の粋を凝らしたH

Ⅱロケットの開発は、単に我が国の技術水準の高
さを示すのみではなく、世界の宇宙ビジネスに参
入する絶好な機会であったと思ひます。NHKの
「プロジェクトX」で放送されておりますが、約
十五年間に約二千七百億円を投じましたが、残念
な結果に終わっているのではないかと私は思っ
ております。この場合は、ロケットにかかわる技術や
産業を議論する場ではありませんので、その方は
次の改良型のHⅡAに期待することとして、ここ
では大型技術開発の目標管理や組織管理などを考
えてみたいと思ひます。

米国は六〇年代、数理万能主義による過度な費
用便益の数値化と予算への反映をねらい過ぎ、ア
ポロ計画の失敗等の事例にかんがみ、その後NA
SAは宇宙開発において数々の管理技術を開発
し、成功をおさめてきたところであります。宇宙
開発事業団も、その管理手法を吸収し、我が国
トップクラスの企業から派遣される優秀な技術者
たちをうまく組織管理し、設定された目標の達成
へ挑戦してきたことと思ひます。宇宙開発委員会
は、相次ぐトラブルを踏まえ、全体プロジェクト
の着手前段階と中間段階を重視した評価基準の策
定を指摘しているところであります。

そこで、宇宙開発事業団におけるHⅡ開発当初
の目標設定の行い方はどうなされていたのでし
ょうか。また、仮定の話でありますけれども、今
回の事前評価の考え方がもし適用されていたら
ば、その後の展開にどのような差異を生じていた
と想定されるのでしょうか。あわせて、今回の政
策評価を改良型のHⅡA開発プロジェクトにどう
適用していく所存か、文部科学省にお尋ねいた
します。

(渡海委員長代理退席、委員長着席)

○今村政府参考人 お答えを申し上げます。

まず、HⅡロケットの目標設定についてのお尋
ねでございますが、これは、宇宙開発委員会にお
きまして、当時、それまでのNロケット、HⅠロ
ケット等の開発の成功を踏まえまして、純国産ロ
ケットとして打ち上げること、特にそれを二トン

級の静止衛星打ち上げ能力を持つロケットとして
開発することを目標として、開発計画が設定され
たものでございます。

これは、その時点における我が国における経
験、技術能力をもって設定されたものでありまし
て、純国産ということでは決して容易に達成できる
目標ではありませんでしたけれども、その後、こ
のHⅡロケットの開発は、初号機から五号、五機
連続打ち上げが成功したことを踏まえまして、こ
この目標自体は適切な目標であったものではな
うか、このように考えております。

そこで、HⅡAロケットはその後平成十年、十
一年と二度失敗いたしました。この失敗の原因
は、その後調査が行われたわけでございまして、
やはり製造工程、試験工程、品質管理等に見直
すべき事項が多くあるということが指摘されてお
ります。開発当時の技術的知見ではこのエンジンの
破損に至る可能性について予測が困難であったと
いう評価もなされておるわけでございしますが、現
在から見て、こうした製造工程等の見直すべき事
項が多くあったということは事実でございしま
して、やはり評価のあり方ということについて多く
の経験を学んだところでございします。

現在のHⅡAロケットにつきましては、ことし
の夏に打ち上げる予定でございしますけれども、
やはり今般の政策評価等も踏まえまして、中間評
価、事後評価等、適切にこの評価を行いまして確
実に開発を推進してまいりたい、このように考え
ております。

○黄川田委員 過去の経験が本当に生かされるよ
うに望むわけであります。

次に、本法案では、政府として政策評価に関す
る基本方針を策定するとともに、それに基づき各
府省が基本計画を策定することとなっております。

ここで大切なことは、政策評価を行っていくこ
とにきちんとしたインセンティブを与えることで
あります。インセンティブはあめとむちであり、
きちんと評価をし、従来の情性を改め、国民に

とってためになる改善をした部署には、人事面で
報いしたり、予算面でシーリングの特別枠扱いとし
たりするなど積極的に報いるべきであると私は
思っております。また、形だけの貧弱な評価をし
ているような部署には、情報公開のもとで、メ
ディアにも公表しながら公開討論を行ってみては
どうかとも思っております。

今後各府省を調整、指導していく立場にある総
務省の見解はいかがでしょうか。

○遠藤(和)副大臣 これは、結果は国民の目にさ
らすところに大きな意味がありまして、私は、あ
めとむちは国民からいただくものだと思っていま
す。いいことをやっているから何か予算をつけま
しょうなどという小さな議論ではなくて、これは
行政自体が本当に国民から信頼されているかどう
かという生命線を問うている法案でございしま
して、そうした大きな観点から評価をいただけるも
のだ、こう思っております。

○黄川田委員 いずれ、与えられた予算あるいは
人員等、少しでも多くの効果を生むように、そう
思っておりますので、ぜひとも民間の経営感覚と
かをとり入れていただきたいと思います。

次に、政策評価を実施する際、各府省は決めら
れた定員枠の中で行うことになると思ひますけれ
ども、それでなくても忙しいのに余分な仕事を押
しつけられたとの不平を耳にすることもありま
す。また、総務省は自分たちのやっていることは
しよせん理解できず、うまくその場その場をかわ
していけばよいとの話も耳にすることがありま
す。これらはごく一部の意見にすぎないと思ひま
すけれども、指導する立場の総務省はそうは言っ
てはいられないと思ひます。

そこで、総務省の担当部署の人員を強化すべ
く、他の府省から優秀な人材を集めるなどを考
慮すべきではないでしょうか。また、その部署
を、思い切った内閣府に移すことは考えられな
いでしょうか。あわせて御見解をお尋ねいたしま
す。

○片山國務大臣 大変ありがたい委員のお話なんです。この新しい制度をやろうということで増員も認めてもらいましたし、できるだけ将来の優秀な人材に行政評価局に来てもらうようにして運用したいと思ひますし、外部からのいろいろな学識経験者の意見もぜひ活用したい、こういうふうにも思ひます。今、各府省にいいのを出せといつても、みんな、うちの方でやらにいかぬの、それは大変だ、こういうことになるでしょうから、とりあえず総務省の中で体制を整えたいと思ひます。

そこで、このセクションを内閣府に、一つの御意見ですけれども、何でも内閣府じゃ、本間に内閣府が、先ほども言ひましたが機能麻痺になるんですよ。もともとこの行政評価局というのは行政監察局ですから、監察から評価に、そういう意味では相当格上げになったものですから張り切っておりますし、それから、やはり行政管理局というのがありますので、この行政管理局や自治行政局との連携もありますから、私は、今までの伝統や経緯やあれから考えまして、やはり総務省でやるにふさわしい仕事だと。そういう意味で、内閣府に移すことは私は全く考えておりません。

○黄川田委員 次に、本法案においては、各府省がその政策についてみずから評価することとされております。しかしながら、みずから行った政策についてみずから評価するとなると、どうしても甘い評価になってしまうのではないかと懸念があります。

このように、本法案における政策評価のあり方として、政策を立案する者と政策を評価する者が同一であるといふことはいろいろ弊害があると思ひますが、たびたび質問されておりますけれども、私からも改めて、この問題に総務省はどう対処されるのでしょうか。

○遠藤(和)副大臣 私は、自己評価ほど厳しい評価はないと思ひます。なぜかならば、自己評価した結果を国民に厳しく評価されるわけですから、甘い評価をしている府省は国民から厳しく弾

効される話でございまして、自己評価ということをもって甘い評価になるというのは早計ではないのかなと思ひます。

また、それは、完全に自分の考え方での評価するのではなくて、やはり国民の目から見ても間違った客観的な基準できちっと評価をするということが大事でございまして。例えば、この法律では、各府省が政策評価をするに当たりまして、合理的な手法を用いるとか、できる限り定量的に政策効果を把握するべきであるとか、学識経験者の知見を活用すべきだ、あるいは評価結果について、評価の過程に至るまでの情報も開示すべきである、こういうことを言ひまして、国民の目から見てもきちっとした評価であるという認識をいただけるものに仕上げていくことが大切だと思ひております。

○黄川田委員 それでは、時間も過ぎてまいりましたので、一つ飛ばしまして、政策評価の質を向上させるためには、政策評価を担当する職員一人一人の資質の向上、これが大事であると思ひます。

そこで、政策評価を行う職員の資質を向上させるためにどのように取り組んでいかれるのか、お尋ねしたいと思ひます。

○新藤大臣政務官 これは、先ほど大臣の方からも既に御答弁をさせていただいておりますが、とにかく始まったばかりの制度でございまして、職員の方の士気をどう高めていくかということが大切だと思ひております。

そして、そういう意味では、政策評価を行うセクションの省庁横断的な研修をやらう、統一研修をやらうということを決めております。それから、海外に研修に行つたらい、こういうような大臣からのお話もございましたので、これはぜひやらせていただければならぬと私も職員の立場としては思ひておりますが、そんなようなことでござい

まず、いずれにしても、これはこれから、今年度取り組みます。そういう研修をやっていくわけでは

いますので、そういう中でさらに効率的な研修制度を見定めていきたい、このように思ひます。

○黄川田委員 お話のとおり、政策評価制度は平成十三年一月から始まったばかりの制度であり、評価手法もまだ十分確立しているとは言えない状態にあるようであります。評価の実施主体である各府省及び総務省の創意工夫を促し、評価の質を高めていくことが必要であります。

そこで、政策評価の的確な実施を図るため、政策の特性を踏まえた合理的な手法を開発し、それを適用していくことが重要であると考えますが、総務省の見解はいかがでしようか。

○新藤大臣政務官 これも既に御答弁がありますので、手短かにさせていただきます。

先生御指摘のとおりでございまして、この制度を生かすも殺すもこれからの運用次第ということだと思ひております。

私は、ちょっといろいろ調べてまいりますと、アメリカの政府業績成果法という、アメリカはこの法の法制化を私どもよりも先駆けてやっております。そして、先ほど出てくるようなGAOだとか行政管理局との全体の連携の中で、この法律を運用させているのです。でもあのアメリカで、一九九三年に始まってあります。そして、段階的な試行をして、実際にそれがまだ試行段階だ。この行政評価、政策評価を予算や事務事業の成果に反映させるまでには、アメリカももう七年以上やっているわけなんではないかと。

私どもも、これから、より具体的な効果の上する方法というものを研究していかなければいけない。これもまた、今年度取り組みます。役所内もそうやってありますから、どうぞまた、いろいろと御指摘をいただければありがたい、このように思ひます。

○黄川田委員 ぜひとも頑張つていただきたいと思ひますけれども、政策評価の使い方を誤れば、事業や施策を正当化する道具に逆に化ける危険もはらんでおりますので、一段の工夫をよろしくお願いいたします。

最後に、政策評価は、それ自体、一定のコストや時間をかけて行うものであり、評価のしつ放しでは意味がありません。政策評価は、その結果が政策の企画立案に適切に反映されて初めてその効果を発揮するものであります。

そこで、特に、評価結果の予算への反映について私からもお伺ひするわけでありますが、本法案において、政策評価の結果は、各府省レベルの予算要求の段階と政府レベルの予算編成の段階において、予算にどのように反映されることになるのか、これについての総務省の見解を求めたいと思ひます。

○新藤大臣政務官 これまた法律で担保をして、三条において適切に反映させることを義務づけております。そして、政府全体の予算編成をするときには、今度は四条において、努めなければならぬ、こういうことで努力目標を掲げているわけではございません。

これをどう生かしていくかということは、これは現実の問題として非常に難しい問題だ。それから、作業量が膨大になるのではないかと。ですから、その前の御質問でいただきましたように、いかに効率的に、それから定量的に、定性的に政策評価ができていくようにするか、この手法開発を急いで充実させなければいけないというふうに思ひております。

これは初年度でございまして、ぜひこれが反映できるように、我々総務省としても、見守つてまいりますし必要な活動をしていきたい、このようないふことでございまして、今、一生懸命に手法にのつとめて作業をしているところでございまして、どうぞ御期待をいただきたいと思います。

○黄川田委員 いずれ、単なる努力義務だけでは足りないように、よろしくお願いいたします。

そして、行政評価自体が未成熟の分野といひますか、そういうところでありまして、試行錯誤の中から新しいシステムが構築されることを望んでおります。また、決してお手盛りにならずに、不断の見直しをよろしく願ひたいしまして、私

の質問を終わります。

○御法川委員長 次に、矢島恒夫君。

○矢島委員 日本共産党の矢島恒夫でございます。

政策評価法案という新しい法律案が提案されているわけですが、私は、この立法に関連して、まず最初に、具体的な事例について、国土交通省などが行っておりまして公共事業の再評価制度に關係して少し聞いてみたいと思います。

実は、私、北関東ブロックの選出ということもありまして、ちょうど今から一カ月ほど前ですけれども、栃木県の思川開発事業、これは水資源開発公団によるダム開発ですけれども、そこを現地調査してまいりました。

この開発計画というのは、実は一九六四年に基本構想が打ち出されたわけですから、三十七年もたっているわけなんです。行ってみますと、まず、この三十七年間何をしていたんだろうかと見るような状況であります。つまり、本体工事はもちろん何もされていませんし、取りつけ道路などの準備工事などは一切進んでいない、こういう状況を見てきたわけです。

現地に行きまして非常に驚いたことには、これは南摩ダムというダムをつくるわけですから、これは思川の支流に南摩川というのがあるんです、そこに建設することになっている。その南摩川というのは、実は、行ったときに水が流れていないのです。石がごろごろあるだけなんです。我々、ダムという、水が流れている川をせき止めて、そこへためて、それをいろいろな形に活用すると思うのですが、全然水がないので、どうするかと思いましたが、実は、いわゆる導水ダム、ほかから水を持ってきてダムにする工事をやっているわけなんです。

なぜこんなところにダムサイトをつくるのかというのを現地の水資源開発公団の方に聞きまして、実は、ちょうどこの両側から山がその川の両端に迫っていて、高さも適当だ、幅も適当だ、だからここにこへつくるんだ、これを前にも後ろにも

少しも動かすわけにいかないのですよ、この位置にダムサイトをつくらなきゃだめなんだ、それでやっているのですよと、こういうわけなんです。

その引いてくる水というのが、日光の中禅寺湖、あそこから流れております大谷川から取水してくるわけなんです。いわゆる取水ダム、こういうことになるわけなんです。約二十キロぐらいあります、トンネルで、導水管を使って水を引いてくる、こういう計画なんです。ですから、これは計画段階から相当の無理がある。我々素人です、見た感じ、地図上の状況などを見ますと、随分無理なダムをつくるんだと、見ただけでもそう思うような状況があるわけです。

その水をとり入れる方、つまり大谷川関係、実際には今市ですけれども、この今市市は、市議会でも、水を持っていかれるのは大変だからだめだという決議を最初の段階から上げているわけなんです。

そうした経過があつて三十七年も経過しましたけれども、何にも工事が進んでいない。だれが考えてもこれはおかしいのですよ。なぜここまで、見直しもしなければ中止ということもなかったのか、もっと早い時点で再検討をやるべきだったのじゃないか、こういうことを思うわけです。やつのことで、昨年八月に与党三党による見直し、あの中で、大谷川からの取水断念、規模縮小というのになつてきたわけなんです。私は、この計画の前提そのものが崩れかかっているのじゃないかと思うのです。その根本のところについて、河川局に来ていただいておりますので、局長にお尋ねしたいわけなんです。

六四年に計画がスタートした時点では、首都圏の都市用水に対応するという理由があつたと思うのです。ほかにも理由がありました、それも一つの大きな理由だったのです。しかし、最大の需要者である東京の場合、八年前に既に撤退しているのです。つまり、その水は使わないということとを言っているわけです。水需要の根本が変化し

ちゃつたわけですよ。それでも、見直しもしない、あるいは見直しもできない、この点が非常に大問題だと思つたのです。

計画変更したのは、昨年、与党三党による大谷川からの取水中止、これが決まってきたわけです。そこで、規模縮小の計画変更にならざるを得なくなつて、大谷川からは水が来ませんから、最初のときは、億百トンですかの水を大谷川から引くわけだった、ところが六万トン分は水が来ないということになりましたから、それだけ、根本的に計画が変わつてきたわけです。

そこでお尋ねしたいのは、計画の変更について、現段階ではどこまで進んでいるのか。同時に、その際、計画中止、こういう選択肢はあるのかどうか、御答弁いただきたいと思つています。

○竹村政府参考人 南摩ダムの計画につきまして御質問がございました。

思川開発事業は、今、委員御指摘のように、長年、水が大変豊富に流れている大谷川の水を分水させていたところ、そして、非常に大きなボケツトができる思川ダムにそれをためておいて、首都圏全域に安全な安心した水供給をしようという目的で考えていたわけですが、流域の違うところから水を引くというのは困難な社会的な調整事項でございます、大変時間がかつたということも事実でございます。

そのようなことから、与党三党において、大谷川分水の件に関してはもう中止すべきだ、そして思川ダムだけで、大谷川分水をやめて黒川と大芦川の分水で水をきちんとためていくというような規模縮小になりました。それは全く事実関係としては委員御指摘のとおりでございます。

さて、今後の南摩ダムの計画でございますが、この南摩ダムを前提として、二市二町、つまり小山市、古河市等二市二町と北千葉広域水道企業団が、もう既に水をとおしております。これは暫定水利と申しまして、水をとおしているというものは、普通私ども、水が豊富なとき水をためておいて、そしてその水を渇水のととき補給するという形

でございますが、今ダムがないままに水をとっているというところは、この約二千六百万トン、人の飲み水にしますと約十八万人の飲み水が、川の水をそのままとっているという状況になってございます。私ども、そういう意味では河川に大変環境負荷を与えておりますので、水が豊かなときに水をためておいて、三百六十五日安全な水をとれるようなこの南摩ダムの必要性というものは、今でも十分成立していると考えてございます。

今後、この南摩ダムの規模を縮小した段階でどのような形になるのか、茨城県、千葉県、埼玉県の四県を初め、もちろん栃木県も同じでございますが、関係の行政機関と広域的な関係をします、こういう広域的な関係行政機関と、これから計画を縮小したレベルでどのような要望があるのか、丁寧に聞きながらこの計画を立案していきたいと考えてございます。

○矢島委員 そうすると、河川局が音頭取りになつて、計画変更をつくる、それから、いろいろ調整する、そしていつまでにか、そういうのを決めるのは河川局がやるわけですか。

○竹村政府参考人 この思川開発事業は水資源開発公団の事業でございます。そして、この思川開発事業の主務大臣は私も国土交通大臣が所管してございます。最終的に決定は、利根川水系のフルプランで閣議決定という段階になりますが、閣議決定するまでの間、私も主務大臣が中心となつて計画の中心、そして治水の中身の案を提示していくのは、私も一つの役割を果たさなければいけないと考えてございます。

○矢島委員 そこで、今、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県など、自治体との協議ということになっていくわけですが、水需要計画の基本が見直しの対象になるのではないかなと思つてます。

というのは、栃木県分について知事が、毎秒二・九七トンの今までの計画から、今度は毎秒一・〇八トン、約三分の一に縮小するんだということを発表いたしました。そうしますと、この割

合でいきますと、それぞれ、埼玉とか茨城とか千葉とか、縮小していかなければなりません。三分の一度に縮小して参加するということに要請していくわけですか、河川局なり国土交通省なりが。

○竹村政府参考人 私ども、事業の進め方としては、ダムをつくるときは、多くのダムはつくれません。どうせつくるときには有効なダムにすべきだろうということで、ダムに関係する関係都県の、今回は県だけでございますけれども、県の御意向を十分聞き取りながらダムの規模を決めていく。なぜなら、県の御意向がわからない限りダムの規模は決まりませんので、鶏が先か卵が先かということでございますけれども、私ども、ダムの物理的な規模を決める調査と同時に、各県がどのような希望を持っておられるのかということヒアリングしながら、ダムの計画を詰めていきたいと考えてございます。

ちなみに、一・〇八トンと申しますのは、今、正式にまだ栃木県から来てはおりませんので、大体そのような数字が必要じゃないかなということ、は、私ども、遠くから承っております。一・〇八トンというと、どのくらいのイメージかと申しますと、人口にして約二十五万人の飲み水が賄われる量だと認識しております。

○矢島委員 各県の需要等をよく聞きながら計画を練り直すということだろと思えます。

さてそこで、これは県営ですけども、大芦川のダムをつくるすぐ上流の方に、東大芦川ダムという計画がありますね。これは県営として上流に計画しているわけですか。

そこで、水を持ってきて、南摩ダムへためる、そのときに、この大芦川の上流につくった東大芦川ダムという県営のダム、これとかかわり合いて、水が少なくなったら、そのところから引いていくとか、そういう影響が出てくるのではないかなと思うのですが、この関係はどんなふうになるのですか。

○竹村政府参考人 図面がないので、説明が大変ややこしくなりますけれども、御容赦願います。東大芦川ダムというのは、大芦川の流域だけに注目した非常にローカルなダムでございます。鹿沼市の方々の飲み水、三万人の水道用水を確保する、そして大芦川流域の治水のために役立てていくことでございます。

東大芦川ダムに影響のない、水が非常に豊富なきに、南摩ダムは、大変大きなポケットを持っております。東大芦川ダムのポケットより六倍から十倍ぐらい大きな、まだ計画は確定していませんけれども、非常に大きなポケットがございまして、せつかく大きな雨が降っても、大体二日間ぐらいで海へ戻ってしまいますので、その戻ってしまいう雨を南摩ダムへためておいて、関東広域、首都圏に水を供給しようということでございまして、東大芦川ダムと南摩ダムは違った、独立した関係の事業でございます。

ちなみに、東大芦川ダムの事業主体は栃木県でございまして、私どもの南摩ダムは国土交通省が所管しているという関係でございます。

○矢島委員 そこで、私は、この政策評価法案に関して、これまでの政府の施策というものがどのような評価制度で行われてきたかという点、あるいはまた、どのような役割を果たしてきたのかという点、こういう観点から検証してみよう必要があると思うのです。

そこで、今ずっと河川局に聞いてきたわけですが、これも、これまで公共事業を評価する制度として、国土交通省などが行っているいわゆる事業の再評価制度あるいは新規事業採択時評価というのがあるわけですか。このうち事業再評価について言いますと、こんなふうになっているのですか。一定期間停滞している事業について再評価を実施して、事業の中止、休止などの対応を図るといふものなんですね。九八年から、いわゆる公共事業関係の五省庁でやっていますね。

再評価であるから、言ってみれば、途中まで行っただけでも行き詰まった、その事業を

見直そうとかいうものであって、本格的ないわゆる事業評価制度と言えないものだろうと私は思うのです。しかも、事業が途中でとんざしてしまっただけというふうなことになる、いわゆる計画段階あるいは事前の段階できちんとした評価を行わなかった、ともかく予算をつけて、何しろ見切り発車でスタートだということな公共事業、こういうようなことが今日まであったわけなんです。ですから、やはりとんざしたとなれば、これは大変なむだ遣いになってくるわけですし、今まで一定期間は事業費をつぎ込んできたわけですから。

こういうことがあってはならないという意味合いからいって、評価制度の導入は非常に重要だと思えます。事業の必然性とか必要性あるいは費用対効果の問題とか、こういうものをきちんとやっていくということのために、この制度の重要性があらうかと思うのです。

特にこの大芦川というのは、非常に環境面で、北関東、北関東というよりは関東一円の中でも有数の自然が残されているところなんです。私も調査してみましたが、この清流の中にはニッコウイワナと言われるイワナがおりて、ぜひ大臣もあそこ辺を見に行ったら、イワナの塩焼き、おいしいのを食べさせてくれます。そういう清流の場所です、それから、先日、公団がオオタカのつがい三つを見つけたという発表がありまして、オオタカが営巣しているのではないかと、その可能性ありというのを公団が発表しております。

こういう豊かな自然を壊してしまうということに重大な問題があるというので、反対していらっしゃるたくさんの方々がいっぱいいるのです。が、事業の必然性とか費用対効果、こういう観点と同時に、環境への影響という観点が必要だろいうと私は思うのですけれども、その辺についてどのようにお考えか。

○遠藤(和)副大臣 個別の河川法等にも環境への視点というのは配慮しているようですねけれども、

今度、行政評価という包括的な法律の中で、公共事業についても事前評価、あるいはいわゆる中間評価ですか、それから事後評価、総合評価、そういうふうなものをきっちりするということにしているわけですか。

それに当たりまして、視点の問題でございけれども、そこで法案では必要性とか効率性とか有効性ということを示しているわけですが、その他いろいろな視点があるわけございまして、その中に環境という視点も大変重要な視点である、このように思っております。

○矢島委員 ぜひそういう方向での評価というのを期待いたします。

それで、私、事業の必要性や費用対効果や環境への影響というふうな観点の上に立って、例えば事業を行わないという選択も含めて、複数の代替案をつくって検討する制度、こういうのが必要じゃないかなと思うのです。

同時に、それを評価する時期も、計画段階から事前、事後の三つの段階に評価していくということも、また必要なことではないかなと思うのですが、大臣、そういうことに対するものがありますか。

○遠藤(和)副大臣 特に、公共事業につきましては、法律の書きぶりは、国民生活や社会経済に相対度影響を及ぼすもの、または多額の費用を要するものであり、かつ事前評価の方法が開発されているもので、政令で定める政策についてと書いてあるわけですが、そういうふうな、国民の注目を集める公共事業は、その中に、すべて政策評価の義務づけになる、このように理解をいたしております。それは事前評価の話です。

そしてまた、いわゆる中間評価ですけども、政策決定した後一定期間未着手であるとか、長い一定期間を経たけれども未了であるとか、そういうものについてはきっちり個別事業に対する評価を行っていく。そしてまた、事後評価の義務づけもきっちり行っていく。こういうことでございまして、非常に国民の目に公共事業の姿がきち

とあらわれてくる、そしてまた、適正な政策評価をしないと、その府省が国民から信頼を失う、こういう仕組みになっていると理解をいたしてあります。

○矢島委員 国民の目、国民の声、政策評価をした場合に、国民がそれを見て判断していくということの意味だろうと思います。

そこで、その点について少し、これは総務省の塚本局長の方で結構ですが、第三者の活用の問題なんです。

前にも質問が幾つかあったのですが、政策評価制度の法制化に関する研究会報告というのをいただいたのですが、その中に「第三者の活用」という部分が入っております。その「第三者の活用」という部分には、この報告書の中では、「本法制においては、政策評価の過程で各行政機関が評価の客観性確保のために特に必要と認める場合にあっては、第三者の専門的知見やチェック機能等を活用すること、各行政機関に対し義務付けることが適当である。」というふうな表現になっております。

そこで、お聞きしたいのは、この第三者というのは、政策評価に関する標準的ガイドライン案というのがありますが、あそこで、「学識経験者、民間等」、こうなっているわけですが、この民間というのは、NGOあるいはNPOなどいわゆる市民団体等も念頭に置いているのかどうか、この点について。

○塚本政府参考人 御指摘の、「学識経験を有する者」、法文ではこうなっておりますけれども、これは典型的には実務者、研究者、あるいは評価の対象となる政策や施策評価制度の専門的知識を有する方ということでございますけれども、当然いわゆる有識者、外部研究機関も想定しております。

また、御指摘のありますようなNGOやNPOにつきましても、評価の対象となる政策の特性に応じてということでございますけれども、それに応じて知見を活用するということはあり得るもの

と考えております。

○矢島委員 ぜひこの研究会報告を尊重して、環境団体とか福祉団体とか、それに応じてということですから、そういう民間団体の意見に耳を傾けて政策の評価を客観的に進めてほしいと思います。

同様に、これは情報を公開する、説明責任の問題もありますから、国民の目というものがあられるわけですね。実は、研究会報告では、国民からの意見の受け付けについてというところがあるのですが、ここにはどんなふう書いてあるのですか。

○塚本政府参考人 この報告におきましては、政策評価について国民からの意見を受け付ける窓口を整備すべきということが触れられております。

○矢島委員 そこで、この窓口を義務づけるべしとあるのだけれども、提案されておりますこの法案にはそれがありません。なぜないのですか。

○遠藤利和副大臣 国民から直接いろいろな意見を受け付ける窓口というのは、ほかの法律にもないのでございますね。

したがって、ほかの法律に倣ったということとでございますが、具体的に基本方針を閣議決定いたしますけれども、この基本方針の中には、国民に対する窓口をきちっとつくるようにということとを決定したい、このような考えをしております。

現在も、各省庁のホームページ等を見ておりますと、ちゃんとそこには国民の窓口がございまして、通常、いろいろな行政に対するお尋ねとか注文とか、国民の意見が常時受けられるようになってくるものですか、実態的にはそのように窓口は開かれているものだ、こう理解をいたしております。

○矢島委員 ほかの法律の例を挙げられて入っていないというわけですが、私、ちょっと調べてみたんです。例えば中央省庁等改革基本法の中には、「広く国民の意見を求め、」という文章ですが、窓口とは具体的には言っておりませんが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の中に

も、窓口とは出ていないけれども、やはり国民の意見を聞く方向の文言が入っているんですね。窓口にするかどうかは別として、やはり法律の中にきちんと入れるということが、この研究会の報告でもあるんだから、結局、これは、初めから難しいなというので法律にするのをやめたんですか。

○塚本政府参考人 これは、法制の整備の検討の際に十分議論をしたところでございますが、いずれにしても、法律の規定の有無にかかわらず、これは当然行われるべきものであるという判断もございました。そのようなことから、本法案には規定しないことにしたということでございます。

○矢島委員 当然のことだということでは入れなかったということだろうと思いますが、評価に当たって有識者の活用、これに触れております。国民に対しては説明責任を果たす、こういうことが求められている。さて、国民が評価に参加する方法は何なんだろうかと、その点で今窓口の問題を尋ねたわけです。

もちろん、政策評価というのは本来、国会が行うものだろうと思うんです。少なくとも政策評価報告書を国会へ提出する、こうなっているわけです。それにとどまらずに、各省庁が委員会に評価を報告して、委員会という審議、それは物によってだろーと思えますけれども、する場面もあっていいだろうし、また、そうすることに

よって、国民の意見を聞く場として公聴会をやるというふうなことになるのもいいんじゃないかと、そういうふうに私は思うんです。それについて何か御意見はありますか。

○片山国務大臣 政策評価というのは、政策そのものを科学的に評価して国民にわかりやすい形で提供する、こういうことですから、今、委員は窓口の話もされましたが、窓口をどうするかということもしっかりと閣議決定の中で基本的な考え方を位置づけなきゃいけませんし、それから、国会に報告する義務がありますから、報告されたものについて国会で大いに議論をいただくのは、私は一向に構わない、むしろ歓迎すべきことだと思います。

ますが、国会の仕切りは国会でお決めいただくこととでございますので、よろしくお願いいたします。

○矢島委員 ぜひ、国民の意見が反映できるように方向へ持っていくつもりであることを特に要求いたします、終わります。

○御法川委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 社会民主党・市民連合の重野です。議題となっております行政機関が行う政策の評価に関する法律案について、若干の質問をしたいと思っております。私で最後でありまして、大変お疲れと思いますが、しばしおつき合いいただきたいと思っております。

まず最初に、政策評価の位置づけについて質問をいたします。

政策評価と行政評価の関連について、政策評価とは、政策を必要性、有効性、効率性の観点から把握、評価することであり、一方、行政評価は監視とは、政策を所与的条件として業務の実施状況を合規性、適正性、効率性の観点で行うものとされております。つまり、政策評価と行政評価は監視とは並列のものであり、両者を統合したものが行政評価とされているというふうに私は理解をしますが、まずこの点について確認をいただきたい。

○片山国務大臣 言われるとおり、行政というのは政策に基づいて進められるもの、政策が決まれば、行政機関は一定の行政目的を実現するために政策を企画立案して行政活動を展開する、こういう意味では政策の方が上位の概念だと私は思いますが、行政というのはいくつかの狭い概念なんですね。行政というのは広いのと狭いのというのがありますから、そこで政策というのが限定的な感じを与えますから、だからこの法案も、政策評価法と言ったか、行政評価法と言ったか、定かでないんです。

そこで、行政機関における政策評価法という長い名前が言っているんですけども、だからそこは厳重に定義をして分けたんじゃないかと、広義の行政として行政評価という言葉を使った、こういう

うふうに御理解賜ればありがたい、こういうふう
に思います。

○重野委員 それではお聞きいたしますが、ガイ
ドラインによれば、政策とは一、国の行政課題に
対応するための特定の目的や目標を持ち、二、こ
れを実現する手段として、予算、人員等の行政資
源が組み合わされた行政活動が目的に照らしてあ
る程度のもたまりになっており、三、行政活動の
実施を通じて、一定の効果を国民生活や経済社会
に及ぼすものと規定しています。

これを素直に読みますと、政策と行政は並列的
なものではなく、むしろ行政の上に政策があると
私は理解をいたします。したがって、政策評価の
一要素として行政評価・監視があると理解をする
んですが、それについてはいかがでしょうか。

○塚本政府参考人 この点、実は総務省設置法に
おきまして、また行政と政策という文字が一つの
位置づけを持って使われている次第でございま
す。今、委員御指摘のように、このガイドライン
におきましては、やはり政策というものがあいま
して、それを具現化するための行政の活動があ
る、こういう位置づけになっておるわけでござい
ます。

現実には私どもの総務省設置法におきましては、
従来の行政監察というのがございまして、これを
政策評価という新しい活動と区別するために、よ
り大きな概念として行政の評価及び監視という概
念を用いました。それをまた旧行政監察と政策評
価をトータルとして表現するために、行政評価等
という言葉を用いたわけでございます。そこで、
設置法上の概念としては、このガイドラインとは
また別の形で大きな意味での行政というものが出
てまいって、こういう経緯でございまして。

○重野委員 今の答弁、ちょっと理解できないん
ですが、結局、評価対象としての政策は限定的な
ものとして認識されてしまつて、そういうふうにな
ってしまふんじゃないかと思うんですが、どう
ですか。

○塚本政府参考人 その点は確かに、ガイドライ
ン等、また政策評価を実施上どう位置づけるかと

いうレベルにおきましてはいろいろと御認識の点
で御議論もあらうかと思ひますけれども、少なく
ともこの法律案におきましては、政策と申します
ものは、一定の行政目的を実現するために企画
及び立案をする行政上の一連の行為についての方
針、方策その他これらに類するもの、ということ
でございまして、ガイドラインで申しております
意味の政策とこれは合致していると考えており
ます。

○重野委員 今いみじくも申し上げましたよう
に、まだまだできて間がない、今後いろいろな角
度からいろいろな議論がされてより豊富化されて
いくのだらう、このように思ひますが、そういう
ふうな理解をして次に移りたいと思ひます。

総務省行政評価局において政策評価と行政評
価・監視とが同時に行われる必要がどこにあるの
かという点です。結局、今のようない見解が下敷き
となっておりまして、結果として合規性、適正
性などを観点とする行政評価・監視は、会計検査
院の観点とは根本でそう違わないのではないかと
思ひます。会計検査院にゆだねることが、い
わゆる橋本行革以来の簡素化方針に合致するのだ
はないかなというふうに思ひますが、その点に
ついて、大臣、いかがお考えでしょうか。

○塚本政府参考人 私ども、政策評価と行政評
価・監視という形で旧行政監察を実施するという
ことでございしますが、これは政策評価そのものの
目的が、政策の目的、それを前提とせず、政策そ
のものの効果を通じてその必要性等を見直す
という活動である、一方におきまして、それを具
現化する行政の状況というものを総体として把握
いたします。すなわち、会計上の手続等々のみ
ならず、それを取り巻きます一連の手続の設計ある
いはその運営、または人員等に及びますまで、幅
広く、政策そのものの見直しのないレベルにつ
きまして見ていく、その趣旨を適正、合規という形
で示しておるところでございまして。

具体的に申しますれば、従来行っておりまし
た行政監察というものを引き継ぐというところにな

るわけでございまして、その点から申しますと、
会計検査院が行っておられました主たる活動と
は、私どもの現在の行政評価・監視は明らかに異
なるものである。一部重なるという御見解もあ
ろうと思ひますが、そこは区別が可能なもので
し、それはそれとして、立場が異なりますので、
引き続き行政府内にある監視のための機関として
この活動を続ける必要があるという判断をいたし
ておるところでございまして。

○重野委員 次に進みますが、法案の内容につ
いて質問をいたします。

政策評価制度法制化研究会報告というのがあり
ますが、これと本案との関係であります。研究
報告の示すところでは、一に説明責任、二に質
の高い行政、三に成果重視を法制目的としており
ます。ところが、本法の第一条では、説明責任は明
示されております。しかし、他の二項、特に成果
重視という点については、私の読解力がないのか
わかりませんが、どこからもなかなか読み取れ
ないと思ひます。立法目的を極めてあいまい化
しているのではないかと。結局、政策評価を、行政
に的確に反映するべき両者の関係というものを弱
めようという意図があるのではないかと。うがった
見方かもしれませんが、私はその点を懸念するわ
けです。

このようないまいな目的となった、なぜこ
うなったのか、見解をお示しください。

○遠藤(和)副大臣 確かに、ガイドラインの文面
と、それから実際の法案の表現が異なっております。
しかし、この法案はガイドラインの精神をその
まま表現したものでございまして、法律用語とし
て表現する際の技術的な問題でございまして、こ
の法案というものは全くガイドラインの精神をそ
のまま書いた、こういうふうな理解をしております
ところでございまして。

○重野委員 成果重視の点ですね、説明責任は確
かに書いてありますが、では、今私が示したこの
二の項目、質の高い行政あるいは成果重視、そ
う

いうふうなものが読み取れる文言というものがな
いと思ひます。ガイドラインの精神は生かし
ておりますと言つけれども、そうであれば、そこ
ら辺は当然ここに出てきていいのではないかと思
うんですが、なぜそうならなかったのか。

○塚本政府参考人 ただいまの遠藤副大臣の答弁
に尽きる面もございまして、ガイドライン
のこの三つの太い柱で書きましましたものを法律の目
的にまさに書き下すに当たりまして、成果重視と
いう概念の法文化というものでございまして、いささ
かの困難があったということでございます。しかし
ながらその趣旨は、「効果的かつ」の「効果的」
というものが、このこと自体が成果重視ということ
のあらわれでございまして、その意味も含めまし
て、私どもとしてはガイドラインがこの法文には
そのまま生かされておるのだということを申し上げ
ておるところでございまして。

○重野委員 この三つの精神、柱ですね、この中
に生かされておる、そういうふうな説明がありま
したが、そのとおりに理解をしたいと思ひます
が、その点は大事な点ですから、文言にはない
が、しかし、私が言うまでもなく、ぜひその後を
しっかり押さえていただきたいと思ひます。

次に、政策評価のあり方について質問をいたし
ます。評価の観点に関して、法三条で、必要性、
効率性、有効性、その他を挙げております。他
方、ガイドラインでは、公平性、優先性も明示し
ております。これらの観点のそれぞれに軽重はな
いわけでありまして、したがって、法案にも明
示することが大切ではないかと私は思ひます。ま
た、ガイドラインでは、これらの観点を並列列記
しているのに、法律においては、「必要性、効率
性又は有効性、こういうふうにあえて、又は」
という文言が入つておるんですが、これはどうい
う理由でそうならなかったのでしょうか。

○塚本政府参考人 法文につきましては今御指摘
のとおりになっておるわけでございしますが、もと
も、ガイドラインにおきまして、この観点到
つきましては、比較的幅広く適用することが可能

と考られる必要性、効率性、有効性の三つをまず基本的な観点として位置づけ、それに加えて公平性、優先性の観点を提示していたという経緯がございます。

それを踏まえまして、この第三条におきましても同様に、必要性、効率性、有効性をまず基本的な観点として明記いたしまして、さらに政策の特性に応じて、これら三つの観点以外の観点からの評価が必要な場合には、その実施を義務づけるということにいたしました、強調の問題でございます。

また、「又は」の問題でございますが、これにつきましては、政策評価の現実的な実施に当たりまして、やはり政策の特性に応じた、適切な観点的選択ということが可能であることが必要ではないかという観点から、その趣旨をあらわすために「又は」という文言を用いたということでございます。

○重野委員 時間も過ぎていきますので次に進みますが、評価対象としての政策の定義について伺います。

研究会報告の中では、「政策」、「施策」及び「事務事業」は、一般に、相互に目的と手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成している、その認識をしながら、「政策」、「施策」、「事務事業」と指摘をしております。

ところが、ここで言うこの政策にはわざわざ括弧がありまして、「狭義」の「こ」いうふうに記載されているわけです。ここに言うこの狭義の政策とはいかなる意味を持つのかということが一つですね。もしこれが内閣の政治意思としての政策を除くものであるなら、これは私のうがった見方ですが、法第二条の二に定める政策の定義に基づいて行政機関が評価対象を定める場合、トップダウンによる個別政策、例えばかつての地域振興交付金のような政策は、なるべく基本計画から外すことになるのではないかと。本来、最も評価されなければならぬ政策が外されるという懸念が私にはあります。そうなりますと、政策評価の意義そのものが著しく減少することになる、いや、もしかしたら皆無になる、そういうふうな懸念はないのか、この点についてお答えいただきたい。

○塚本政府参考人 この点は、まさに委員の御指摘のようなことが起きないようにということで、この法律では、第六条の基本計画におきまして、事後評価に取り上げます政策を包括的にこれを掲げるといふことを義務づけているところでございます。

これは、行政機関の長は、「計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項」として、当該機関がその任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策を定めるものとするということが決められておりまして、しかも、この基本計画を公表しなければなりません。

したがって、そこでの選択等に手落ち等があれば、これはまた御批判の対象になる、こういう仕組みになっているところでございます。

○重野委員 ここに書いてある狭義という言葉ですね。これはどういう意味なんですか。

○塚本政府参考人 これは、行政実務におきまして政策と申します場合、そこで分析しておりますように、幾つかの段階が当然、自然に想定されるということでございます。そのときに、議論の混乱を避けるために、政策全体のことを議論するときと、それから、いわゆる三段階になるときの政策、施策、事務事業というものを区分けするため、わざわざ狭義と書いたわけでございます。

○重野委員 次に進みます。

政策評価は、それが確実に行政に生かされて初めて意味を持つわけです。そこで伺いますが、法第四条「適切な活用を図るよう努めなければならない」とあります。これは、努力規定なのか、義務規定なのか、伺います。

○片山国務大臣 これは、拘束する義務の規定じゃないんですね。いわゆる法令用語でいうと訓示規定という、努力をすることを義務づけているので、そうすることを義務づけているんじゃないんです。努力を義務づけているんです。

訓示的な規定ですけれども、私は、これは訓示的な効果に終わらせずに、それを実効あるものに、本当の義務規定にするように、運用上は我々が精いっぱい努力いたします。

○重野委員 ちょっと言わなきゃならぬのですが、さきの本会議答弁で、「政策評価をやるものが予算に反映しないようではこれは大変問題だ」、「この法案では、各府省に、予算要求の段階で政策評価の結果を反映させることを義務づけて」というのが大臣の本会議での答弁です。そういうふうに答弁しているわけですから、今の答弁はちょっと私には物足りない。

法第三条には、「適切に反映させなければならぬ」という規定もあるのですが、このことと何かごちゃ混ぜになったようなことになっておるんじゃないかなという懸念を持つんですが、どうですか。

○片山国務大臣 今、法案の各条でいいますと、三条は、「その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない」。これは義務規定そのものです。それから、四条の予算とか複数省庁に絡む計画ですね。これは努力義務規定、いわゆる法令用語でいうと訓示規定、こういうことでございますけれども、重野委員、私が本会議で言いましたのは、それは規定の書き方じゃないんです。

行政評価制度を導入して、これを位置づけるということは、やはり予算や政策や計画に反映しなければ実施した意味がないんですよ。規定の仕方がどうあるのが、精神は私が本会議で言ったとおりでありまして、だから、経済財政諮問会議でも私は執拗に、政策評価を予算に必ず反映させる、こう言っているんです、そのところをお酌み取り賜りたいと思います。

○重野委員 厳密に言う、本会議の答弁と違ってますよ。もうあと時間もありませんが、これは今後絶対、ずっと引き続きやり合わなきゃならぬ問題だと思えますよ。その点は大臣もすっかり受けとめておいていただきたいと思えます。

次に、本案に定める政策評価は、あくまで行政機関内部のものであります。国民の意見をどのように反映させるかという制度については、ここではインターネットによる情報の公開、あるいは、ガイドラインでは、評価結果に対する国民の意見に対する窓口設置しか触れておりません。この点では、行政機関のこの評価に対する国民の信頼というものは十分得られないと思うんですね。もっとその点について努力をしなければならぬと思うんですが、これについて大臣の見解を伺います。

○遠藤(和)副大臣 この行政評価については、先進の地方自治体の例もありますし、国民の皆さんに知っていただくことが一番大事ですから、そういう工夫をきちっとする。そして、国民に対する窓口も閣議決定をさせていただくという形で、きちっと基本方針の中に書き込む、こういうことを考えております。

また、これは毎年やることに意味があるわけでございます。初め始めて始めるわけですから、毎年きちっと国民の皆さんにわかりやすい形で、しかも、言葉もできるだけわかりやすい言葉で、国民の皆さんにきちっと最終的な評価をいただけるような仕組みにしていきたい、こう思っております。

○重野委員 私は、今の答弁、非常に甘いと思うんです。

法第三条の二で、「知見の活用を図ること」とは、きき定めておりますね。それなのに、大臣、本会議の答弁では、「できるだけ学識経験者の知見を活用するように」と、これをさらにつけ加えておりますし、「」と書いてあります。これは、「できるだけ」ではなく、活用しなければならぬと私は書いておると思うんですね。私は、そのことを

やはりはっきりしていただいて、大臣、これは本会議答弁がそのまま残っておいたら誤解されますので、そこら辺ははっきりさせていただきたい。

○片山国務大臣 これは、立案の過程で、この三条二項の二号は、必要に応じて最初の原案にありましたが、大議論をして、「政策の特性に応じて」でございますから、まさに、特性から見ても、どうしてもという場合には義務づけられる、こういうふうな解釈すべきものだと思います。

○重野委員 義務づけられるというふうに理解をいたします。

いずれにしても、政策評価は、その結果が施策の変更あるいは廃止、さらには予算に確実に生かされて初めて意味を持つこととなります。第四条に「努めなければならぬ」とあるように、明確な義務を政府に課していない。しかも、総務省の権限で行う政策評価に至っては、勧告と内閣総理大臣に対する意見具申だけであります。

そもそも、政策評価制度を法定化することは、その結果が予算などに間違いなく反映されること、が前提のほずであります。そうでなければ、立法目的を果たしたことはならないのではないのでしょうか。大臣も、本会議で、「政策評価をやるものが予算に反映しないようではこれは大変問題だ、」と強調しておられます。その担保がないのなら、法律でなくガイドラインで十分だ、こういうふうな指摘があっても、それはそうなのかな、こういうふうな言わなきゃならないのですが、この点についてはどうですか。

○遠藤(和)副大臣 政策評価の結果について、各府省は、予算要求にそれを反映することを義務づけているわけです。その面では、予算にきちっと反映されている。

ただ、それを政府全体として次の年度の予算にするかどうかというのは、いろいろな判断が必要でございます。何が起るかかわからないのがこの世の中でございますから、そうした意味で、義務づけるというよりも努力義務にして、これをき

ちっと担保していく、こういう方向であるわけでございます。そして、それは政治家であれば十分に理解をしていただけることではないかと思っております。

○重野委員 時間も参りましたので、最後に言わせてください。

これはもう要望であります。本法案は、基本的には全行政分野にわたって政策評価を行う点で、アメリカの業績成果法に次ぐものであります。その手法は行政学上もまだ十分確立されているわけではなく理解をしております。未開の荒野を行く感覚にしもあらずでありまして、それだけに、この法律が今後、我が国行政に確たる位置と効果をもたらすかどうかは、かかって国民的監視と行政並びに立法府の努力と責任によるところが大きい、このように考えます。幸い、自治体、特に都道府県レベルでは、もう過半数が導入を先行しているという実態もありますし、自治体から学ぶべきことも多からう。そういう意味では、総務省においても、謙虚に、自治体に学ぶべきところは学ぶという考えを堅持されたい。その点で大臣の決意をお聞かせください。

○片山国務大臣 言われるとおりでございます。自治体では先進的な、思い切った試みを幾つもやっておりますから、これは我々は全般的な制度として今度推し進めますから、その中で十分な参考にさせていただきたい、こういうふうに思っております。

○重野委員 終わります。

○御法川委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○御法川委員長 この際、本案に対し、平林鴻三君外五名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、社会民主党・市民連合及び保守党の六派共同提案による修正案及び矢島恒夫君外一名から、日本共産党提案による修正案がそれぞれ提出されております。

提出者より順次趣旨の説明を求めます。平林鴻

三君。

行政機関が行う政策の評価に関する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○平林委員 私は、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、社会民主党・市民連合及び保守党を代表いたします。ただいま議題となりました行政機関が行う政策の評価に関する法律案に対する修正案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

政府原案においては、社会経済情勢に応じた効果的かつ効率的な行政の推進に資するため、行政機関が行う政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進し、その結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表する等の措置が講じられているところであります。

この政策評価制度は新たに導入される制度であり、今後の実施の過程を通じてその改善、発展が図られていくべきものであると考えられるのであります。

このため、本修正案では、国民に対する行政の説明責任の徹底という観点のもと、政策評価の実効性を確保し、本制度を確実に定着、発展させていくため、今後の政策評価の実施状況、評価手法の研究開発の動向等を踏まえ、一定期間経過後に見直しを行う必要があるとの認識から、政府原案の附則に新たに規定を追加することとしたしております。

すなわち、「政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」ものであります。

以上が、本修正案の趣旨及び内容であります。何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○御法川委員長 次に、春名真章君。

行政機関が行う政策の評価に関する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○春名委員 私は、日本共産党を代表して、議題となっております行政機関が行う政策の評価に関する法律案に対する修正案の提案理由及びその内容を御説明いたします。

政府提出原案は、むだな公共事業などへの国民の批判を背景に行政機関をチェックする仕組みとして提案されたものですが、本法案には、国民の声を反映する仕組みがほとんど盛り込まれておらず、単に行政の自己チェック法案に終わっております。

政府原案のもとになった政策評価制度の法制化に関する研究会報告でも、国民の意見、要望を受ける窓口の明確化を指摘していますが、この部分だけが法案から抜け落ちているのであります。これでは、むだな公共事業の削減や効率的な行政を望む国民の要望を行政に反映する上で十分でない、むしろ、各地で実施されている評価システムのように、事実上、これが住民サービスの後退させる行政改革推進の口実に利用されかねません。

我が党は、政策のチェックは基本的に立法府の役割だと考えており、そのために十分な国会の審議時間の保障や調査能力の強化を一貫して主張しております。

この点を踏まえ、本法案の政策評価に関してどうしても欠かすことができない最小限の内容として、国民からの意見、要望等を受け付ける窓口設置を行政機関に義務づける修正案を提案するものです。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○御法川委員長 これにて両修正案についての趣旨の説明は終わりました。

○御法川委員長 これより原案及び両修正案を一括して討論に入るのでありますが、討論の申し出

がありませんので、直ちに採決に入ります。

行政機関が行う政策の評価に関する法律案及びこれに対する両修正案について採決いたします。

まず、矢島恒夫君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○御法川委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、平林鴻三君外五名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○御法川委員長 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○御法川委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○御法川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○御法川委員長 次に、内閣提出、地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱に関する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。片山総務大臣。

地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○片山國務大臣 ただいま議題となりました地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

この法律案は、住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、地方公共団体が処理する事務のうち特定のものを郵政官署において取り扱うための措置を講じようとするものであります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の要旨について御説明申し上げます。

第一は、郵政官署における事務の取り扱いのための手続に関する事項であります。

地方公共団体は、郵政事業庁長官または権限を委任された郵便局長等との協議により規約を定め、戸籍の謄本、抄本等、納税証明書、外国人登録原票の写し及び外国人登録原票記載事項証明書、住民票の写し及び住民票記載事項証明書、戸籍の付票の写し並びに印鑑登録事項証明書の交付の請求の受け付け及びこれらの証明書等の引き渡しの事務を、郵政官署において取り扱わせることができることとしております。なお、この協議については、地方公共団体は、議会の議決を経なければならないこととしております。

また、規約においては、郵政官署において取り扱うこととした事務及び当該事務を取り扱う郵政官署の名称、取り扱いの方法に関する事項、当該事務に係る経費に関する事項、取り扱う期間その他当該事務の取り扱いに必要事項を定めることとしております。

第二は、郵政官署において取り扱うこととした事務の適正な執行確保のための措置に関する事項であります。

地方公共団体の長は、郵政官署において取り扱うこととした事務の適正な処理を確保するため必要があるとき、郵政事業庁長官または権限を委任された郵便局長等に対し、報告を求め、または必要な指示をすることができることとしております。

また、郵政事業庁長官は、郵政官署において取り扱うこととした事務に従事する郵政官署の職員が、当該事務に関して知り得た情報を当該事務の取り扱い以外の目的のために利用することを防止するために、必要な措置を講じなければならないこととしております。

その他、総務省設置法等関係法律について、所要の改正を行うこととしております。

以上が、地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○御法川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十二日火曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時四十三分散会

行政機関が行う政策の評価に関する法律案に対する修正案

〔平林鴻三君外五名提出〕

行政機関が行う政策の評価に関する法律案の一部を次のように修正する。

附則第四条を附則第五条とし、附則第三条を附則第四条とし、附則第二条を附則第三条とし、附則第一条の次に次の一条を加える。

〔検討〕

第二条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

行政機関が行う政策の評価に関する法律案に対する修正案

〔矢島恒夫君外一名提出〕

行政機関が行う政策の評価に関する法律案の一部を次のように修正する。

目次中「第二十二條」を「第二十三條」に改める。

第二十二條を第二十三條とし、第二十一條を第二十二條とし、第二十條の次に次の一条を加える。

〔国民の意見の反映〕

第二十一條 行政機関は、政策評価等の客観的かつ厳格な実施及びその結果の行政への適切な反映に資するため、政策評価等に関し、国民からの意見、要望等を受け付ける窓口を設置しなければならない。

地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律案

地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律

〔目的〕

第一条 この法律は、地方公共団体が処理する事務のうち特定のものを郵政官署において取り扱うための措置を講ずることにより、住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資することを目的とする。

〔郵政官署における事務の取扱い〕

第二条 地方公共団体は、郵政事業庁長官との協議により規約を定め、次に掲げる当該地方公共団体の事務を、当該地方公共団体において取り扱うほか、郵政官署において取り扱わせることができる。

一 戸籍法(昭和二十二年法律第二百一十四号)

第十条第一項の規定に基づく同項の戸籍の謄本若しくは抄本若しくは戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは同法第一百七七条の四第一項の磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面(以下この号において「戸籍謄本等」という。)の交付(当該戸籍に記載され、

又は記録されている者に対するものに限る。）又は同法第十二条の二第一項の規定に基づく同項の除かれた戸籍の謄本若しくは抄本若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは同法第一百七十七条の四第一項の磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下この号において「除籍謄本等」という。）の交付（当該除かれた戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等又は除籍謄本等の引渡し

二 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十條の十の規定に基づく同条の証明書（以下この号において「納税証明書」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る納税証明書の引渡し

三 外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）第四條の三第二項の規定に基づく同項の登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書（以下この号において「登録原票の写し等」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る登録原票の写し等の引渡し

四 住民基本台帳法（昭和四十一年法律第八十一号）第十一條第一項の規定に基づく同項の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下この号において「住民票の写し等」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る住民票の写し等の引渡し

五 住民基本台帳法第二十條第一項の規定に基づく同項の戸籍の附票の写し（以下この号において「戸籍の附票の写し」という。）の交付（当該戸籍の附票に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る戸籍の附票の写しの引渡し

六 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長とする。）が作成する印鑑

に關する証明書（以下この号において「印鑑登録証明書」という。）の交付（当該印鑑登録証明書の記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡し

二 前項の協議については、地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

三 地方公共団体は、前二項の規定により地方公共団体の事務を郵政官署において取り扱わせることとしたときは、その旨及び第一項の規約（以下「規約」という。）を告示しなければならぬ。

四 地方公共団体は、郵政事業庁長官との協議により、規約を変更し、又は第一項の規定による郵政官署における事務の取扱いを廃止することができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

（規約）

第三條 規約においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 前条第一項各号に掲げる事務のうち郵政官署において取り扱う事務（以下「郵政官署取扱事務」という。）及び当該郵政官署取扱事務を取り扱う郵政官署の名称

二 郵政官署取扱事務の取扱いの方法に關する事項

三 郵政官署取扱事務に係る経費に關する事項

四 郵政官署取扱事務を郵政官署において取り扱う期間

五 前各号に掲げるもののほか、郵政官署取扱事務の取扱いに關し必要な事項

（報告の請求及び指示）

第四條 地方公共団体の長は、郵政官署取扱事務の適正な処理を確保するため必要があると認めるときは、郵政事業庁長官（第六條の規定により第二條第一項の規定により規約を定める権限を委任した場合にあっては、当該権限を委任された者）に対し、報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

（郵政事業庁長官の責務）

第五條 郵政事業庁長官は、郵政官署取扱事務に従事する郵政官署の職員が当該郵政官署取扱事務に關して知り得た情報を当該郵政官署取扱事務の取扱い以外の目的のために利用することを防止するために、必要な措置を講じなければならない。

（権限の委任）

第六條 この法律に規定する郵政事業庁長官の権限は、総務省令で定めるところにより、地方郵政局、沖縄総合通信事務所又は郵便局の長に委任することができる。

（省令への委任）

第七條 この法律に規定するもののほか、郵政官署取扱事務の取扱いに關し必要な事項は、総務省令（第二條第一項第一号、第三号又は第五号に掲げる事務に係る事項については、総務省令・法務省令で定める。）

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二條 この法律の施行の日から住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百三十三号）の施行の日（前日までの間における第三條第二項第四号及び第五号の規定の適用については、同項第四号中「同項」とあるのは「自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る同項」と、同項第五号中「第二條第一項」とあるのは「第二條第二項において準用する同法第十二條第一項」と、「同項」とあるのは「同法第二條」とする。）（郵便法の一部改正）

第三條 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「及び総務省」を、「総務省」に改め、「電報の取扱いに關する業務」の下に

「及び地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに關する法律（平成十三年法律第百九号）第二條第一項の規定に基づき取り扱う地方公共団体の事務に關する業務その他地方公共団体から委託された業務」を加える。

（国営企業及び特定独立行政法人の労働關係に關する法律の一部改正）

第四條 国営企業及び特定独立行政法人の労働關係に關する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二條第一号イ中「これらの事業を行う官署が行う」の下に、「地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに關する法律（平成十三年法律第百九号）第二條第一項の規定に基づき取り扱う地方公共団体の事務に關する業務その他地方公共団体から委託された業務」を加える。

（郵政事業特別会計法の一部改正）

第五條 郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二條中「電報の取扱いに關する業務」の下に、「地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに關する法律（平成十三年法律第百九号）第二條第一項の規定に基づき取り扱う地方公共団体の事務に關する業務その他地方公共団体から委託された業務」を加える。

（総務省設置法の一部改正）

第六條 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四條第七十九号中「附帯する業務」の下に、「地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに關する法律（平成十三年法律第百九号）第二條第一項の規定に基づき取り扱う地方公共団体の事務に關する業務その他地方公共団体から委託された業務」を加える。

理由

住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団

体の組織及び運営の合理化に資するため、地方公共団体が処理する事務のうち特定ものを郵政官署において取り扱うための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。